

茅ヶ崎市総合計画

はじめに

私たちのまち茅ヶ崎は、昭和 22 (1947) 年に市制を施行して以来、首都圏への交通の利便性を背景に、住宅都市として都市化が進みました。これまで人口の増加が続き、直近では 24 万人を超えたところですが、ここでピークを迎え、今後はなだらかに人口減少に転じると見込んでいます。

人口の構成は、戦後の第 1 次ベビーブームに生まれたいわゆる団塊の世代が、75 歳を迎えようとしており、今後は 75 歳以上の方の割合が増加していくものと見込んでいます。一方で、全国的な傾向でもありますが、子どもの数は減少に転じており、その傾向はこれからも続くと見込んでいます。私たちは、人口減少と少子高齢化が同時進行するこれまで以上に難しい局面を迎えようとしています。

これに加えて、世界中で新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、これまで私たちが 当たり前だと思っていた日常を打ち砕くものとなりました。私たちの暮らしは、今やグ ローバリゼーションの中で多くの人の交わりによって成り立っており、新型コロナウイ ルスのような感染症のリスクはこれからも避けられず、未知の感染症への耐性をもった 新たなライフスタイルを模索していかなければなりません。

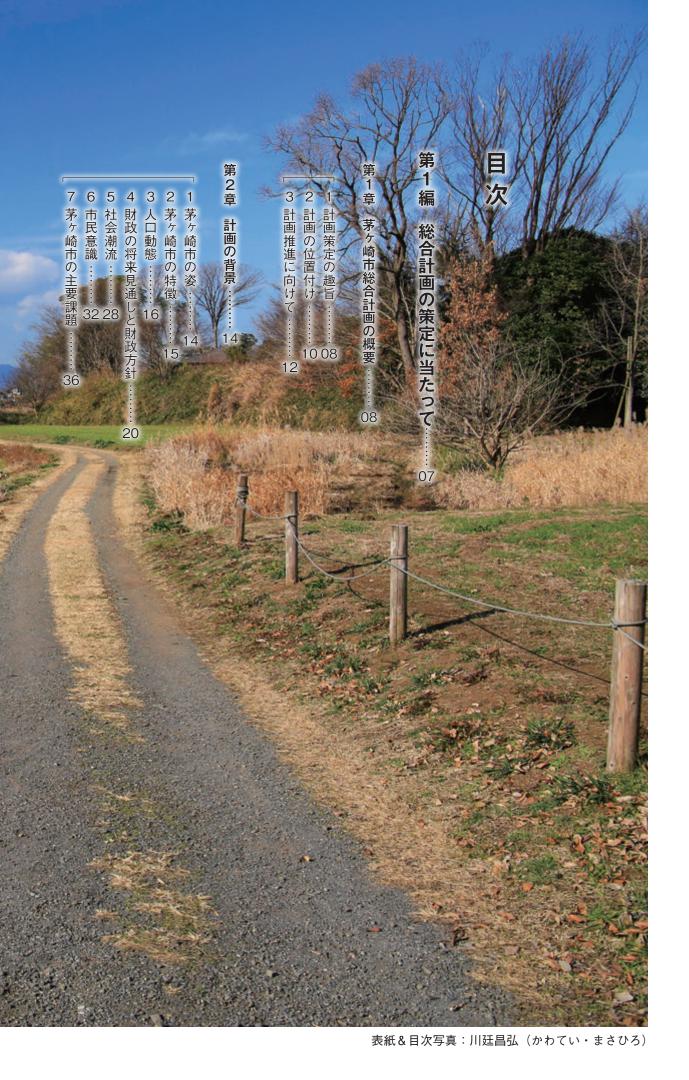
このような中で、令和 12 (2030) 年を目標年次とするまちづくりの基本的な指針として「茅ヶ崎市総合計画」を策定しました。この計画により実現したい最も重要な姿は、茅ヶ崎市民の誰もが自分らしく「笑顔」で日々を過ごすことです。そして、全ての市民がそれぞれの個性を発揮し、まちづくりの原動力である市民活動や地域経済といった「活力」が増すことによって、今後予想される難局を乗り越えることができるものと確信しています。

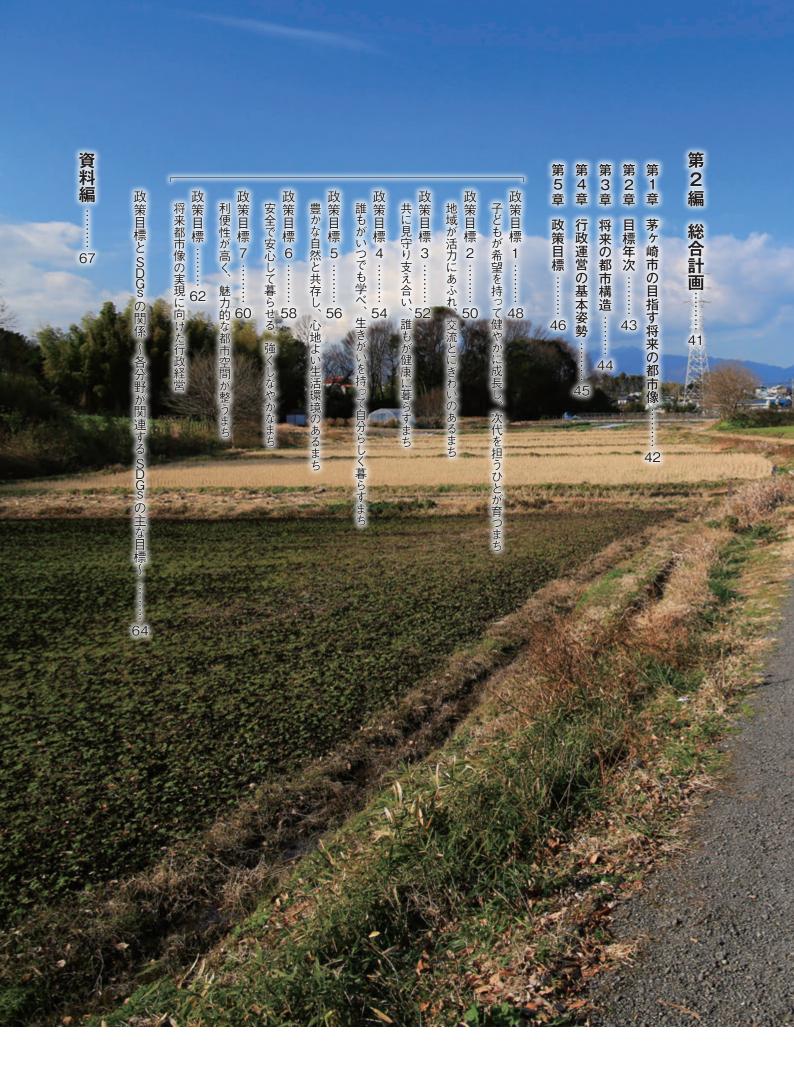
今回のコロナ禍に限らず、大地震や風水害といった災害など予期せぬ事態がいつ発生するかわかりません。将来の不確実な事態に対して、しなやかに対応することが求められます。総合計画も、茅ヶ崎市民の誰もが自分らしく日々を過ごすという核となる将来の姿を堅持しつつ、さまざまな事態を機敏に捉え、柔軟性を持って対応していくことが必要です。市民の皆さまとも状況の変化に応じて、市政は何に重点を置いて取り組むべきかこれからも議論を重ねていかなければなりません。そのファーストステップとして、ぜひ、この計画書をご覧いただき、茅ヶ崎の目指す未来を共有できればと思います。

最後になりますが、計画の策定に当たり、ご尽力いただいた 茅ヶ崎市総合計画審議会の委員の皆さまや、ワークショップな どに参加いただいた市民の皆さまに心からお礼申し上げます。

令和3(2021)年3月

茅ヶ崎市長 佐藤光







第(1)編

策定に当たって総合計画の

茅ヶ崎市総合計画における「市民」とは

居住者、在勤・在学者、事業活動や公益の増進に取り組むもの、納税の義務を負うもののこと。

なお、一人一人の個人としての活動に着目する場合は、「市民」を個人の意味で使用し、「市民、企業、関係団体」等と列記するものとします。

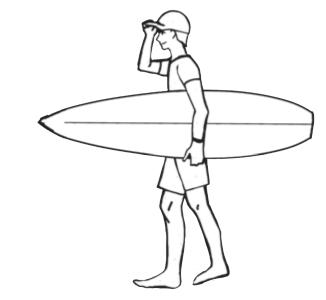
茅ヶ崎市総合計画の概要

ヶ崎市は、昭和44(1969)年

少子高齢化のさらなる進行、地方の過疎 年間の計画である「茅ヶ崎市総合計画基 に向けた取り組みを進めてきました。 陽とみどりの中で ひとが輝き まちが 本構想」では、将来の都市像を「海と太 成23(2011)年度を初年度とした10 し、まちづくりを推進してきました。平 て以来、4次にわたり総合計画を策定 「「茅ヶ崎市総合計画」を策定している。 日末4. この間、我が国は人口減少の本格化や、 湘南・茅ヶ崎」と定め、その実現

化、多発する大規模な自然災害等、多く

う社会を実現し、そこから生まれるイノ 促す仕組みを構築することが不可欠です。 ベーション (※) を通して地域の活性化を 様化・複雑化する課題に対応するため 見られ、「物の豊かさ」より「心の豊かさ」 成熟化に伴い、人々の価値観にも変化が の課題に直面しています。また、社会の れ、認め合うとともに、お互いを支え合 個人それぞれの価値観や生き方を受け入 上を求める時代となっています。 価値観における自己実現や生活の質の向 を重視する傾向にあり、個人それぞれの これからのまちづくりは、こうした多



※イノベーション:

り、社会的に大きな変化 価値を創造することによ 対して新しい技術や考え これまでのモノや仕組みに 方を取り入れて、新たな 会の幅広い変革のこと。 をもたらすヒト・組織・社



第1編 > 第1章 茅ヶ崎市総合計画の概要 1 計画策定の趣旨

茅ヶ崎市総合計画の変遷

茅ヶ崎市総合計画

(昭和44 (1969)年度~昭和52 (1977)年度)

健康で文化的な住宅・産業都市

第2次

第1次

茅ヶ崎市総合計画

(昭和53 (1978)年度~平成2 (1990)年度)

豊かな自然と人間環境を 創造する市民のまち 茅ヶ崎



茅ヶ崎市新総合計画

(平成3 (1991)年度~平成22 (2010)年度)

自然と人がふれあう心豊かな 快適都市 茅ヶ崎



茅ヶ崎市総合計画

(平成23 (2011)年度~令和2 (2020)年度)

都市像

海と太陽とみどりの中でひとが 輝きまちが輝く 湘南・茅ヶ崎



くりに取り組むことができるよう、 の人がまちの長期的な展望を共有した上 あり続けるため、 、考え方に立ち、 茅ヶ崎市が今後も持続可能なまちで それぞれの多様性を認める人権尊重 茅ヶ崎市に関わる全て 連携・協力してまちづ

さを再認識するとともに、

先進的なテク

、ロジー (※) の活用や、専門的な知識

た自然や知恵、

伝統、歴史・文化の大切

そのためには、

先人から受け継いでき

づくりの方策を考える必要があります。

崎市総合計画を策定します。

担と相互の連携・協力の下、

新たなまち

技術を持つ多様な主体が、

適切な役割分

的に応用する方法論。 ために科学的知識を工学ために科学的知識を工学 に活用して生活に役立た 科学的知識を特定の分野 ※テクノロジー:

茅ヶ崎市総合計画

の概要

二計画の位置付け

総合計画は、地方自治法により策定のまちづくりの指針となるものです。 現するため、政策の基本的な方向を総現するため、政策の基本的な方向を総

町村に委ねられました。 の義務が撤廃され、策定の判断は各市平成23(2011)年の法改正で策定

ます。 項で、総合計画の策定を位置付けてい



の目標を明確にするとともに、その実

市民ニーズを的確に捉えた上で、将来

茅ヶ崎市では、地域の状況を分析し、

現に向けた計画的な取り組みが必要で

○茅ヶ崎市自治基本条例(抜粋)

(総合計画等)

み

茅ヶ崎市自治基本条例第18条第

総合的に推進する必要があることに鑑

た地域のあり方を展望し、

市の政策を

あること、

また、

長期的な視野に立っ

- 第18条 市は、市の目指す将来の姿を明らかにし、これを計画的に実現するため、この条例の趣旨にのっとり、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画(以下「総合計画」という。)を定めなければならない。
- 2 総合計画は、次条第3項に規定する財政の見通しと整合を図って策定され、又は改定されなければならない。
- 3 行政の各分野における政策を体系的に定める計画は、総合計画と整合を図って策定され、又は改定されなければならない。
- 4 市長は、総合計画の策定又は改定に着手するときは、その趣旨を公表しなければならない。
- 5 市長は、総合計画の進行を管理し、その進行状況を公表しなければならない。
- 6 政策は、法令の規定によるもの、緊急を要するもの又は著しい社会情勢の変化によるも のを除き、総合計画に根拠を有するものでなければならない。



第1編 > 第1章 茅ヶ崎市総合計画の概要 2 計画の位置付け

コラム column

自治基本条例って何?

茅ヶ崎市では、平成 22 (2010) 年に、市民主体による自治を推進するための基本的なルールである「茅ヶ崎市自治基本条例」を施行しました。この条例における「自治」とは、自分たちのまちのことは、自分たちで決めていくことを指しています。

条例では、茅ヶ崎市における自治を推進することを目的として、市民・議会・行政が協力してまちづくりを行うための基本的な考え方やルールを定めています。

自治の基本理念 (条例第4条)

茅ヶ崎市の自治は、基本的人権の尊重の下、次の事項を基本理念として推進されなければならない。

- 1 主権を有する市民の意思と責任に基づき推進されること。
- 2 自治を推進するための活動に市民が等しく参加できることを旨として推進されること。
- 3 市民相互又は市民及び市の連携又は協力により推進されること。

市政運営の基本原則(条例第12条)

市政は、自治の基本理念にのっとり、次の事項を基本原則として運営されなければならない。

- 1 市政説明の原則…市民への説明の下に運営されること。
- 2 情報共有の原則…市民及び市が市政に関する情報を相互に共有することにより運営されること。
- 3 市政参加の原則…市民の参加の下に運営されること。

茅ヶ崎市総合計画

一の概要

総合計画

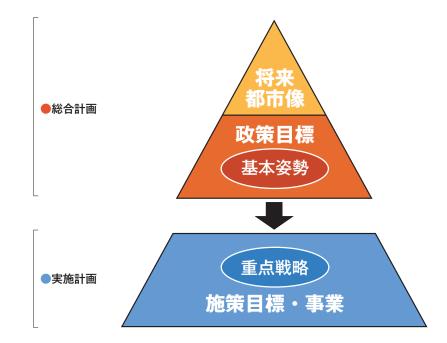
令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間の計画で、 市の目指す姿である「将来の都市像」と都市像を計画的に実現するため の政策の基本的な方向となる「政策目標」を総合的かつ体系的に定めます。

あわせて、行政運営に当たっての行動指針となる「行政運営の基本姿勢」 を定めます。

実施計画

総合計画に定めた将来の都市像を実現するための5年間の実行計画で あり、短・中期的な方策の方向性である「施策目標」と、実現の具体的な 手段である「事業」を定めます。

また、実施計画は、社会情勢の変化等に柔軟に対応できる計画とすると ともに、計画期間中に特に重点的かつ分野横断的に取り組むべきテーマを 「重点戦略」として位置付け、メリハリのある計画推進に取り組みます。



◎総合計画と実施計画

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年原 (2030)
		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		総合計	画(10	年)	0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
Ш	Ш	前期実	施計画※	(3年)			0 0 0 0 0 0 0		0
		0 0 0 0				後期宝 [·]	施計画((5年)	

※前期実施計画は令和3 (2021) 年度から令和7 (2025) 年度までを計画期間として策定する予定としていまし たが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、策定を2年間延期し、令和5(2023)年度から令和7(2025) 年度までを計画期間とすることを予定しています。

市像の実現に向けた取り組みを推進します。 方向性と具体的な手段を定めた実施計画を策定し、

画の推進に当たっては、 その着実な推進に向けた方策の 将来の



第1編 > 第1章 茅ヶ崎市総合計画の概要 3 計画推進に向けて

で行 め 組みが重要となります。 クル(*)による計画の進行管理をします。 るためには、 かつ効率的な行政運営を推進するた 総合計画と実施計画を着実に推 画では 茅ヶ崎市自治基本条例第20条第1項 政評価を実施することとしており、 **PDCA** マネジメントサイ 計画の進行管理と評価 本市では、 効果 の仕 進

計画 PDCA 改善評価

※ PDCA マネジメントサイクル: マネジメントサイクル: -Do (実行) -Check (評 の工程 (Plan (改善)) 価) -Action (改善)) を繰り返し、継続的な を繰り返し、半続的な を繰り返し、が続的な

○計画の進行管理の基本的な考え方

総合計画

計画の実効性を高めるため、社会情勢や市民ニーズなどの変化を的確に捉えるとともに、実施計画の進捗状況を踏まえた評価を実施し、必要に応じて柔軟に見直しを実施します。

実施計画

毎年度、計画の進捗状況を確認するための評価を実施し、評価結果を予算編成等へ活用するとともに、将来の都市像の実現に向けた政策の推進のための最適な手段を検討し、取り組みの実行性を高めます。

また、社会情勢の変化等に応じた柔軟な見直しを実施します。

○茅ヶ崎市自治基本条例(抜粋)

(行政評価)

- 第20条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を推進するため、政策について評価を実施しなければならない。
- 2 市長等は、前項の評価の結果を政策に反映させるものとする。
- 3 市長等は、評価しようとする政策の特性に応じて、市民及び学識経験を有する者による 評価の仕組みを整備しなければならない。
- 4 市長は、第1項の評価の結果を公表しなければならない。

2 章

の背景

第



沿

荘地、 都市化が進みました。 横浜方面への交通の利便性を背景として に恵まれた住み良い条件の中で、東京・ どから、 四季を通じて温暖な気候であることな 保養地として発展しました。自然 明治から昭和初期にかけて、

後、 は保健所政令市(※)に指定されました。 例市 (※) に移行、平成28 (2016) 年に 人を超え、平成15(2003)年には特 昭和22(1947)年に市制を施行した 平成元(1989)年には人口20万

ます。

駒寄川の三つの河川が市内を流れてい を流れる相模川のほか、小出川、千ノ川、 丘陵地、

南部に平地が広がり、市の西側

ぶ海岸を有しています。地形は、北部に

南側は相模湾に面して、約6㎞に及

側は寒川町にそれぞれ接しています。

ま 西

東側は藤沢市に、西側は平塚市、

北

过

·地勢

例市制度は廃止となっ年4月1日をもって、特 こと。平成27 (2015) により指定を受けた市の ※特例市: 人口 20 万以上で、政令

※保健所政令市:

かる市のこと。 特別区その他政令で定特別区その他政令で定っることができる、政定により保健所を設置定により保健所を設置

革

別



一茅ヶ崎市の特徴



目然豊かなまち

られています。 海、丘陵、川等、変化に富んだ地形が 海、丘陵、川等、変化に富んだ地形が 海、丘陵、川等、変化に富んだ地形が



コンパクトなまち

約したコンパクトなまちになっています。人口密度が高く、駅周辺に都市機能が集面積は35・76㎞で隣接する市町に比べて市域は東西6・9㎞、南北7・6㎞、

値や魅力)」の一つとされています。ちょうどよい。」ことが「茅ヶ崎らしさ(価訪れることができる「人とまちの距離が徒歩や自転車で気軽にいろいろな場所へまた、市街地の地形は平たんであり、



魅力的な住宅都市

昼夜間人口比率(※)は近隣市町と比較 すると低い水準(79・2%:平成27年国 がランスも取れた、多世代にとって暮ら がランスも取れた、多世代にとって暮ら しやすく、多様なライフスタイルやライ しみすく、多様なライフスタイルをライ しかすく、多様なライフスタイルを います。

返聞人口ご対下る昼間、 ※**昼夜間人口比率:**

 \times 100) のこと。 率=昼間人口:夜間人口 口の割合(昼夜間人口比 位間人口に対する昼間人

2

計画の背景

0-14歳



平成 22 (2010) 年をピークに減少に転じており、今後も減少傾向が継続することが見込まれます。令和 22 (2040) 年には、平成27 (2015) 年と比較して約8千人減少し、全体の約11%となることが見込まれます。

15-64歳



平成 12 (2000) 年をピークに減少に転じており、令和 12 (2030) 年から減少幅が大きくなると見込まれます。令和 22 (2040) 年には、平成 27 (2015) 年と比較して約 2 万4千人減少し、全体の約 54% となることが見込まれます。

65-74 歳



平成 27 (2015) 年以降、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 (2025) 年までは減少することが見込まれています。その後再び増加に転じ、令和 22 (2040) 年には、平成 27 (2015) 年と比較して約5千人増加し、全体の約16%となることが見込まれます。

75 歳以上



今後も増加の一途をたどることが見込まれ、 令和 22 (2040) 年には、平成 27 (2015) 年と比較して約1万7千人増加し、全体の約 20%となることが見込まれます。

出典 / 茅ヶ崎市の人口について (平成 29 (2017) 年 2 月)

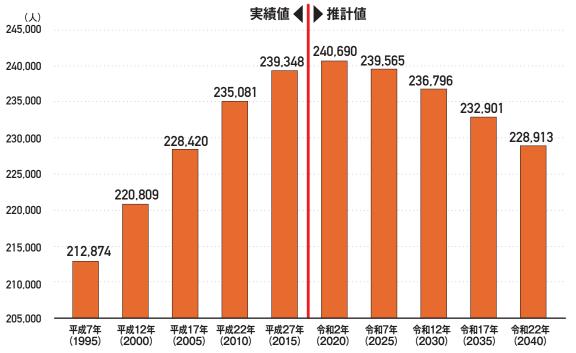
一人口動態

をピークに減少に転ずるものと見込まれます。 ヶ崎市の人口は、令和2(2020)年に約24万1千人に達し、これ

16

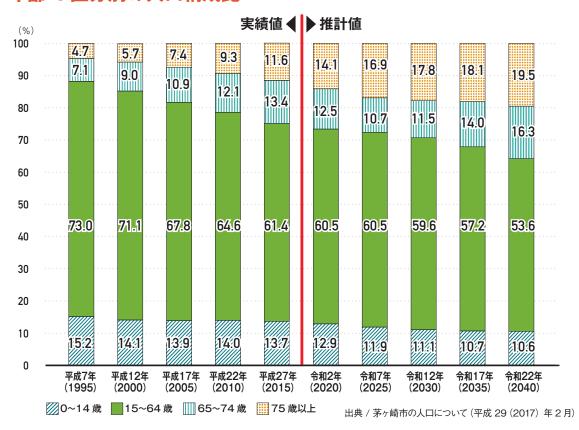


茅ヶ崎市の将来人口



出典 / 茅ヶ崎市の人口について (平成 29 (2017) 年 2 月)

年齢 4 区分別の人口構成比



の背景

型」と呼ばれる形状になっています。 高齢化が進んだ社会に見られる「つぼ 茅ヶ崎市では、全国と同様に、少子化・ 平成27 (2015) 年の茅ヶ崎市の 人口ピラミッド (*) の形状を見ると、

茅ヶ崎市の人口構成

近い形状となります。

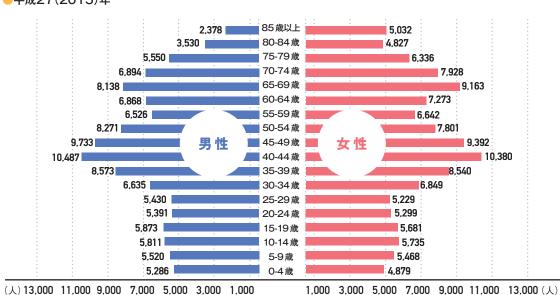
行くほど細くなり、全体的に逆三角に 少子化の影響で人口ピラミッドは下に な割合を占めるようになります。

一方、

ニアが65歳を超え、

高齢者人口が大き

●平成27(2015)年



令 和 22

(2040) 年には、団塊ジュ

わせて人口の重みは徐々に上に移動し、 塊ジュニア」であり、この年齢層に合 ベビーブーム期に生まれたいわゆる「団

ら昭和49(1974)年までの第2次

この隆起は、

昭 和 46

(1971) 年

その数は約2万人で、「0-4歳」と比

人口構成は、「40 -44歳」 に隆起が見られ、

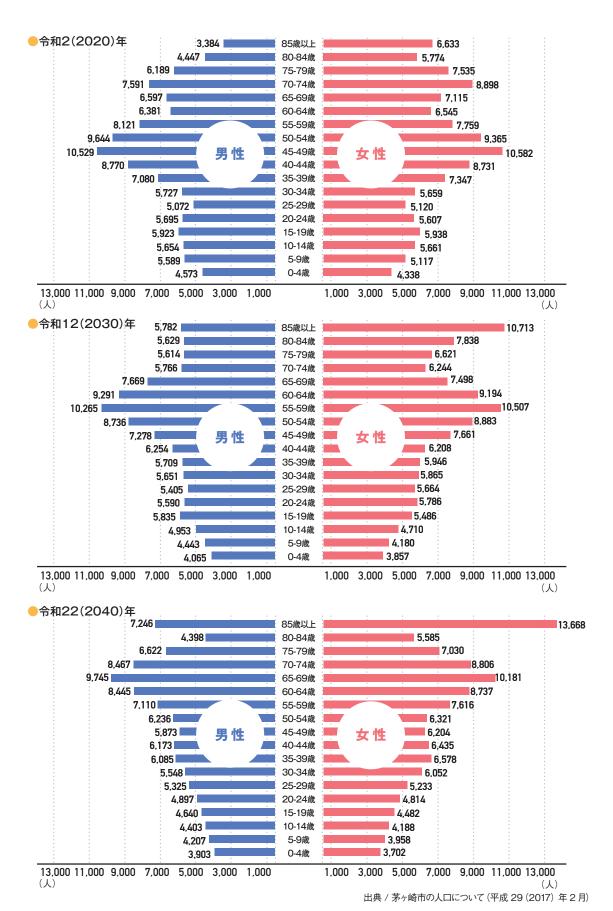
較すると約2倍の規模となっています。

出典 / 茅ヶ崎市の人口について (平成 29 (2017) 年 2月)

女別・年齢別に表した国や地域等の人口を男 グラフのこと。 ※人口ピラミッド:



第1編 > 第2章 計画の背景 3 人口動態



2 章

一の背景

財政の将来見通し

費である人件費・扶助費 (※)・ て、 ある一般会計(※)を対象とし そのため、 前提条件の下で試算を行い たっては、 る財政の見通しを示すに当 受けることが見込まれます。 な要因により多大な影響を には経済対策等、さまざま おける地方財政計画、 で、今後の経済動向や国に 公債費 (*) について、一定の 年間という計画期間 の財政は、10 歳出のうち、義務的経 歳入の根幹である市税 市財政の中心で 計画期間におけ さら

ました。

は、 います。 政推計に応じて見直しを行 の実施計画策定時に行う財 困難です。そのため、 見通しを再推計することは が不透明な状況にあっては、 響により経済社会の先行き 未反映です。感染拡大の影 拡大に伴う影響については 新型コロナウイルスの感染 3月に作成したものであり、 一定の前提条件を下に財政 なお、 令和2(2020)年 財政の将来見通し 今後



※一般会計:

特別会計があり、茅ヶ崎特定の財源で事業を行う 介護保険事業、 業、後期高齢者医療事業、 市では、国民健康保険事 と。一般会計のほかに、 自治体がすべき基本的な 道事業、病院事業を設置。 先行取得事業、公共下水 事業を経理する会計のこ 主に市税を財源として、 公共用地

※扶助費:

づき、生活維持のため法、老人福祉法等に基生活保護法、児童福祉 経費のこと。 に支出される福祉的な

※公債費:

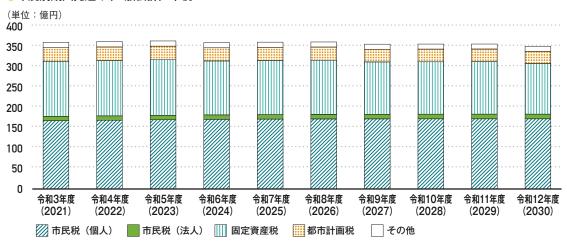
市債の元金と利子を返済 するための経費のこと。



第1編 > 第2章 計画の背景 4 財政の将来見通しと財政方針

(1) 歳入の見通し

●年度別歳入見込み(一般会計):市税



(単位:億円)

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
市税	356.5	359.4	360.7	356.5	357.7	358.0	352.7	352.8	352.9	347.3
市民税 (個人)	163.2	165.3	166.2	167.2	167.7	167.9	168.3	168.4	168.4	168.3
市民税 (法人)	10.7	10.8	10.9	11.0	11.1	11.2	11.3	11.3	11.4	11.5
固定 資産税	135.9	136.5	137.2	133.1	133.7	133.9	129.3	129.4	129.6	125.1
都市 計画税	33.5	33.5	33.5	32.5	32.5	32.4	31.3	31.2	31.1	30.0
その他	13.2	13.3	12.9	12.7	12.7	12.6	12.5	12.5	12.4	12.4

前提条件

- ・市民税について、名目経済成長率(「中長期の経済財政に関する 試算 _ 内閣府作成・令和 2 (2020) 年 1 月 17 日経済財政諮問会 議提出」) のベースラインケースにより推計するとともに、他の税 目を含め、令和元 (2019) 年 11 月時点までの税制改正の内容お よび近年の徴収率の状況を見込み、推計しました。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動の停滞に伴う市税 の下振れリスクについては未反映です。

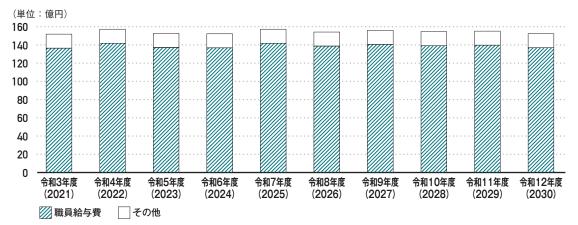
幅な伸びを期待することが 難しいともいえます。 このことは逆に、 ものと見込んでおります おおむね横ばい 間で大幅な増減 市 税は、 本計画 傾向が続く 市税の [期間 はなく、 の が、 大 10

第2編

総合計画

義務的経費 人件費

●年度別歳出見込み(一般会計):義務的経費_人件費



(単位:億円)

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
人件費	153.5	158.9	154.3	153.9	158.9	155.8	157.7	156.2	156.8	154.0
(職員 給与費)	136.4	141.8	137.2	136.8	141.8	138.7	140.6	139.1	139.7	136.9
【参考:職員数】	【1,620人】	【1,628人】	【1,610人】	【1,605人】	【1,604人】	【1,589人】	【1,589人】	【1,589人】	【1,589人】	【1,589人】
(その他)*	17.1	17.1	17.1	17.1	17.1	17.1	17.1	17.1	17.1	17.1

*その他の主なもの:会計年度任用職員の報酬等

前提条件

・令和元 (2019) 年度当初予算額をベースに、 「次期基本構想を見据えた定数管理の考え方 (平成 29 (2017) 年 4 月策定)」に基づき算 出しました。

す。 保健所政令市への移行やさまざまな 顕著な増減はありません。 額は増加傾向となっているため、 に伴う職員数の増等により人件費総 ら、前総合計画の初年度である平成23 は人件費総額の抑制が必要となりま 行政ニーズへきめ細かに対応したこと (2011) 年度から現在に至るまで、 今後

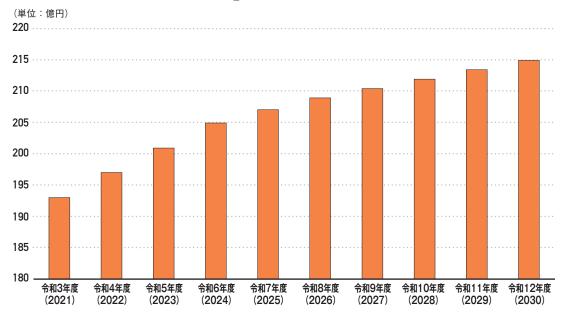
人件費は、 本計画期間の10年間で、 しかしなが



第1編 > 第2章 計画の背景 4 財政の将来見通しと財政方針

義務的経費 扶助費

●年度別歳出見込み(一般会計):義務的経費_扶助費



(単位:億円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)
扶助費	193.0	197.0	200.9	204.9	207.0	208.9	210.4	211.9	213.4	214.9

前提条件

- ・令和元 (2019) 年度当初予算額をベース に、過去の事業費の伸び率や人口推計 による対象者の増等を見込み、算出しま した。
- ・改正が明らかな場合を除き、現時点の法・ 制度による算出を行いました。

経費のこと。 経費のこと。 経費のこと。 まれています。

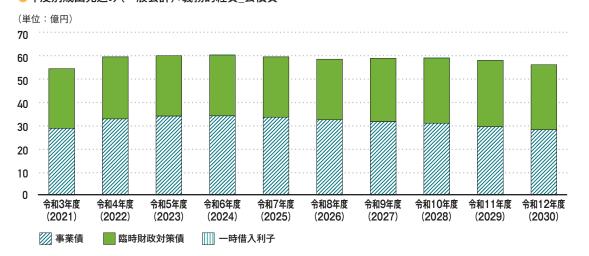
ない 引き続き増加 年度には約 194 億円と大幅に 約 年度である平成23 ました。このような増加には及ば 扶助費(※) 149 億円から、令和元(201 もの σ は、 本計 傾 向 前総合計画の (2 0 1 1) が続くことが見込 画期間の 10 2年間 年度の 計 増 画 9 も 加 初

2

日の背景

義務的経費 公債費

●年度別歳出見込み(一般会計):義務的経費_公債費



(単位:億円)

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
公債費	54.7	59.8	60.3	60.6	59.8	58.8	59.2	59.3	58.3	56.4
(事業債)	28.8	32.9	34.1	34.2	33.6	32.5	31.7	31.0	29.5	28.2
(臨時財政 対策債)	25.8	26.8	26.1	26.3	26.1	26.2	27.4	28.2	28.7	28.1
(一時借 入利子)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1

は 備といった大型事業の 総合計画の計画初年度である平成 では大幅な増加が見込まれます。 影響等により、 震性に課題のある公共施設の再整 ピークとなる令和6(2024)年度 (2011) 年度の約45・1億円から、 公債費(※) は、 約15・5億円増の約60・6億円 臨時財政対策債 (※) 本計画期間の10 近年進めてきた耐 実施の の)残高増 影響 年間 23 前 0

ることが見込まれています。

となり、

市財政への影響が大きくな

国税収入の不足により、国税収入の不足により、国税収入の不足により、国が地方交付税として受に地方交付税として受に地方交付できない分を各地方の返済額は、後年利子の返済額は、後年利子の返済額は、後年では、 ※臨時財政対策債:

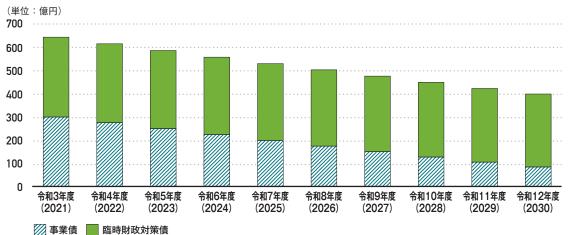
するための経費のこと。 市債の元金と利子を返済 ※公債費:

Chigasaki City



第1編 > 第2章 計画の背景 4 財政の将来見通しと財政方針

●市債年度末現在高見込み(一般会計)



(単位:億円)

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
市債年度 末現在高	646.6	617.9	589.0	560.1	532.1	505.2	478.1	450.9	424.9	400.7
(事業債)	301.2	276.9	251.2	225.4	199.9	175.3	151.4	128.1	106.1	85.1
(臨時財政 対策債)	345.4	341.0	337.8	334.7	332.2	329.9	326.7	322.8	318.8	315.6

前提条件

- ・平成 30 (2018) 年度以前分は、平成 28 (2016) 年度から平成 30 (2018) 年度まで の決算額を反映しました。
- ・令和元 (2019) 年度の市債発行額は、9月末までに予算計上された額とし、令和 2(2020) 年度の市債発行額は、茅ヶ崎市総合計画第4次実施計画(平成30(2018)年3月策 定) における見込額としました。
- ・令和3(2021) 年度以降の市債発行額は、事業債発行額5億円、臨時財政対策債 発行額20億円とし、算出しました。

いずれも減少する見込み

となっています。

公債費 となります。 \mathcal{O} 末現在 推計値は変動すること と市債年度末現在高 加する場合は、 で大型事業が採択 る実施計画の策定過 す。 額として計上して る最低限度の事業債 行することが見込まれ か な大型事業の動向に 未 業の選定が現時点で で推計しています。 行額を5億円と見込 たっては、 わらず、 確定のため、 する政策的な大型 は、 10 事業債発行額が 今後予定されて 年間 本計画期間で実 <u>*</u> 高 の事業 の と市 経年的に 本計画期 推計 公債 政策 債年 債 に い 増 さ 程 () ま 発 か 的 事 間 当

る資金のこと。 を銀行等から借り入れた。 を銀行等から借り入れた。 で、地方公共団体が国 で、地方公共団体が国 で、地方公共団体が国 を銀行等から借り入れ を銀行等から借り入れ を銀行等から借り入れ ※事業債

25

残高は、 業債 (※) と臨時財政対策債 市債年度末現在高を構成する事 <u>*</u> の

第 2 の背景

うした状況に対して特段の対策を講じず、 見込まれるほか、近年進めてきた大型事 助費(※) 等の社会保障関係経費の増加が た場合、 これまでの行政運営を継続すると仮定し り傾向が続くものと推計しています。こ が見込まれるとともに、人件費も高止ま 業の影響等による公債費(※)の大幅な増加 財政見通しでは、 年度から令和12 びが追いついていかない状況が予想され 扶助費、 待できない中で、 公債費) いわゆる義務的経費(人件費、 (2030) 年度までの の増に対して市税の伸 全国的な傾向である扶 市税の大幅な伸びが期

の高齢者人口が増加します。こうした状 生産年齢人口がさらに減少し、75歳以上 動態で示したように、今後、 とが見込まれることに加え、前述の人口 このように、厳しい財政状況が続くこ 現在の世代が利益を受け、その負 年少人口、

本計画期間である令和3(2021) 担を過度に将来世代へ先送りすることは、 とになります。 将来世代1人当たりの負担が膨張するこ

にし、 め 方策として、客観的なデータなどの証拠 もに、それに伴う職員定数の適正化を進 また、解決すべき課題の優先順位を明確 進や民間活力の活用の加速化を図ります。 に基づく政策立案 (EBPM (※)) 続可能な基礎自治体として存続していく そのため、財政の健全性を確保し、 限られた資源を有効に活用します。 事業の見直しや重点化を図るとと

う、 りません。 しっかりと責任を果たすことができるよ 進することにより、将来の世代に対して 現在の世代がこれらの方策を着実に推 戦略的な財政運営を行わなければな

※扶助費:

づき、生活維持のため法、老人福祉法等に基生活保護法、児童福祉 経費のこと。 に支出される福祉的な

※公債費:

するための経費のこと。 市債の元金と利子を返済

※ EBPM:

具体的・客観的な情報明確にするとともに、 るかどうか因果関係を その目的に対して、政り、目的を明確化し、 達成できる政策を決定 ことで、効果的に目的 に基づき検証等を行う やデータ(エビデンス) 策に実質的な効果があ り、目的を明確化し、政策の企画立案に当た Making の略。 Evidence Based Policy

26



第1編 > 第2章 計画の背景 4 財政の将来見通しと財政方針

コラム column

茅ヶ崎市の税収にはどのような特徴があるの?

地方自治体は、地方税法の定めるところにより、条例で税目や税を課する対象、税率などを決めています。茅ヶ崎市の主な税目には、市民税、固定資産税、都市計画税などがあります。

市民税には、個人の前年(1月1日~12月31日)の所得に課税する個人市民税と、茅ヶ崎市内に 事務所や事業所などがある法人に課税する法人市民税があります。固定資産税は、茅ヶ崎市にある土地・ 家屋・償却資産の所有者に課税する税金で、都市計画税は、市内の市街化区域内の土地・家屋を対象 として、その所有者に固定資産税と併せて課税する税金です。

茅ヶ崎市と神奈川県内市との平成 30 (2018) 年度決算における税収の状況を比較すると、神奈川県内 19 市の地方税総額に占める個人市民税の割合は 44.7%、法人市民税は 7.2% となっています。これに対して茅ヶ崎市は、個人市民税は 45.1% と 19 市中 6 番目に高い割合である一方で、法人市民税は 5.2% と 19 市中 4 番目に低くなっています。

このように、茅ヶ崎市の税収の特徴として、他の自治体に比べ、法人が納める税収の割合が低く、個人が納める税収の割合が高いことが挙げられ、個人の所得状況によって、税収額が影響を受けやすい傾向にあります。一方で、法人からの税収は、規模の大きい法人の業績に応じて大きく変動します。過度に法人に頼ってしまう税収構造は、毎年度の税収が不安定となってしまうリスクをはらみます。こうした点では、茅ヶ崎市は、将来に向けて税収額に変動が少なく、安定性がある税収構造であるといえます。

●神奈川県内市の平成30(2018)年度決算における税収の状況

(単位:百万円)

	茅ヶ崎市	神奈川県内 19 市合計		
地方税総額	36,926	1,799,776		
市民税(構成比)	18,572 (50.3%)	935,497 (52.0%)		
個人 (構成比)	16,649 (45.1%)	805,198 (44.7%)		
法人 (構成比)	1,923 (5.2%)	130,299 (7.2%)		
固定資産税(構成比)	13,713 (37.1%)	642,867 (35.7%)		

出典 / 令和 2 年度市町村要覧 (神奈川県)

2 章

計画の背景

社会潮流

少子高齢化の進行本格的な人口減少・

一日本の総人口は、平成20(2008) 日本の総人口は、平成20(2008) 日本の総人口は、平成20(2008) を見ると、少子高齢化が加速度的に進成を見ると、少子高齢化が加速度的に進成を見ると、少子高齢化が加速度的に進成を見ると、少子高齢化が加速度的に進成を見ると、少子高齢化が加速度的に進んでいます。人口構造の変化は、財政圧の暮らしにも影響を及ぼし、地域全体の不います。

一不透明な経済見通し

雇用情勢も改善してきました。国は、日は緩やかな回復傾向を見せ、企業収益や長らく低迷が続いた日本経済は、近年

ます。 おり、 の維持に向けた対策が求められます。 けており、今後、経済活動の回復や雇用 基調にあった日本経済も大きな打撃を受 悪化や失業者の増加等をもたらし、 す。このような中で生じた、新型コロナ みを加速させるなど、改革を進めていま 実現する「Society5.0 (※)」への取り組 課題の解決と高度な経済・豊かな生活を 先端テクノロジー (※) を駆使した社会 方の実現や、 増加による格差拡大等の課題も残されて みや地域経済の格差拡大、非正規雇用の た、日本経済の生産性と成長率の伸び悩 ウイルス感染症の世界的流行は、景気の 費等の急激な増加が国家財政を圧迫して 本の経済力を維持するため、 います。高齢化の進行により、 新たな制度構築も急務となってい 外国人労働者の受け入れ、 多様な働き 社会保障

※テクノロジー:

的に応用する方法論。 いたがに科学的知識を工学ために科学的知識を工学がのいま際的目的の科学的知識を対して生活に役立たい。

Society5.0:

間中心の社会のこと。 課題の解決を両立する人 課題の解決を両立する人 度に融合させたシステムに 度に融合させたシステムに 別で間(現実空間)を高 間(仮想空間)とフィジカ 国が提唱する、サイバー空

地球規模の環境問題

な原因となっている化石燃料への依存をな影響を与えています。地球温暖化の主気象等の自然災害が多発しており、深刻世界中で温暖化の影響と考えられる異常は地球温暖化を進行させ、特に近年では、人間の活動による温室効果ガスの増加



が低い日本では、再生可能エネルギー(※) 克服する必要があり、 められています。 社会の相互関係を踏まえた取り組みが求 動から生じるものであり、 た地球規模の環境問題は、 への転換が急務となっています。 エネルギー自給率 さまざまな活 環境・経済・ こうし



安全・安心な暮らしへの対応

備えが求められています。また、 生が予測され、さまざまな災害に対する 大地震や首都直下地震、 識されています。今後も、南海トラフ巨 土が抱える自然災害リスクの高さが再認 規模な自然災害が頻発しており、日本国 東日本大震災や近年の大型台風等、大 大型台風等の発 新型コ

> りました。さらに、今後、日本全国で らしを守ることの難しさが浮き彫りとな ひっ迫するなど、改めて安全・安心な暮 の人の健康と命が奪われ、医療体制も ロナウイルス感染症の拡大に伴い、 的な維持・更新が不可欠となります。 え方や民間活力の活用等、 を増す中では、予防保全型管理 (※) の考 急速に老朽化することが懸念されていま 高度経済成長期に整備された公共施設が 人口減少等により財政状況が厳しさ 効率的・計画

価値観・ライフスタイルの

ロナウイルス感染症の拡大を機に、 機運が高まっています。加えて、 認め尊重し合う社会を実現しようとする シャルインクルージョン(社会的包摂 が自分らしく豊かな暮らしを実現できる え方や「暮らし方」、「働き方」に対する (※)」などの言葉が注目され、多様性を 社会の構築が求められています。 かさを求める傾向が高まっており、 考え方が変化し、物質的充足から心の豊 「ダイバーシティ (多様性) ※)」や「ソー 社会の成熟化に伴い、 「豊かさ」の また、 誰も

> し方に対応することが求められてい ワークやオンラインサービスの急速な拡 大をはじめとする、多様な働き方や暮ら

す。

※再生可能エネルギー:

の非化石エネルギー源太陽光や風力、水力等 のうち、エネルギー ることができるもの として永続的に利 源

※予防保全型管理:

て、更新時期の平準化と ラの管理手法の一つとし う管理手法のこと。 する前に適切な対策を行 めに、損傷や劣化が進行 総事業費の削減を図るた 道路や下水道等のインフ

※ダイバーシティ (多様性):

活用し、最大限の能力け入れ、幅広く人材を価値観等の多様性を受 を発揮させようという 考え方のこと。 人種、性別、年齢、信仰、

※ソーシャル (社会的包摂): インクルージョン

現につなげるよう、社会 健康で文化的な生活の実 排除や摩擦から援護し、 の構成員として包み支え 全ての人々を孤独や孤立

第 2 章 計画の背景

顕在化 さまざまな社会のひずみの

社会を構築することが求められていま 目を密にすることで、誰もが生きやすい も・若者をめぐる問題や、長時間労働に た課題に対応するために、多様な主体が ざまな課題が顕在化しています。こうし る問題等、社会のひずみから生じるさま よる過労自殺の多発等の大人社会をめぐ 子どもの貧困やひきこもりなど、子ど 切れ目なく隙間なく、支援の網

自治体経営の転換

期を迎えています。民間団体や民間事業 構造的課題に直面し、自治体経営は転換 で広がりを見せています。 る方法として、公民連携が全国の自治体 連携・協力により公共サービスを提供す 人口減少や少子高齢化の進行等による 行政の役割分担を最適化し、相互の

が抱える課題の解決策として期待されて 需要、価値観さえも変化を起こし、日本 ざまなテクノロジー (※) は、人の行動や また、近年飛躍的に進歩しているさま

> 法令等の整備も求められています。 経営に活用していくために、情報基盤を 整備する一方で、個人情報保護等の関係 います。このような社会の変革を自治体 こうした、自治体経営の転換によって、

持続可能な社会の構築

ことが求められています。

効果的かつ効率的なサービスを提供する

と 169 のターゲットが定められてお 続可能な世界を実現するための17の目標 連しており、その諸課題の解決のために することの重要性が示されています。 済・社会・環境の諸課題を統合的に解決 していく、全世界共通の目標として、経 が掲げられました。SDGsでは、持 て、「持続可能な開発目標(SDGs) めの 2030 アジェンダ」の中核とし 統合的な取り組みが重要との考え方の はさまざまな側面の相互関係を踏まえた トで採択された、「持続可能な開発のた 経済・社会・環境の諸課題は密接に関 平成2 (2015) 年の国連サミッ 国や分野の枠を超えて協力して達成

※テクノロジー:

せるもの。実際的目的の に活用して生活に役立た 科学的知識を特定の分野 的に応用する方法論 ために科学的知識を工学

第1編 > 第2章 計画の背景 5 社会潮流



持続可能な開発目標

(SDGs:Sustainable Development Goals)とは

平成 27 (2015) 年 9 月、第 70 回国連総会が開催され、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。同アジェンダには、平成 28 (2016) 年から令和 12 (2030) 年までの間に達成すべき 17 の目標 (ゴール) と関連する 169 のターゲットが掲げられ、この目標が持続可能な開発目標 (SDGs) と呼ばれています。SDGs は平成 13 (2001) 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs: Millennium Development Goals) の後継として策定されたもので、MDGs が主に開発途上国における目標であったのに対し、SDGs は先進国を含む全世界共通の目標となっています。

SDGs は、「誰一人取り残さない」を基本理念とするとともに、持続可能な開発を目指す上で重要とされる経済、 社会、環境の各側面からの総合的な取り組みに重点が置かれており、世界的な取り組みが既にスタートしています。



あらゆる場所のあらゆる形態の 貧困を終わらせる



飢餓を終わらせ、食料安全保障 及び栄養改善を実現し、持続可 能な農業を促進する



あらゆる年齢のすべての人々の 健康的な生活を確保し、福祉を 促進する



すべての人々への包摂的かつ公 正な質の高い教育を提供し、生 涯学習の機会を促進する



ジェンダー平等を達成し、すべて の女性及び女児への権限付与と能 力強化(エンパワーメント)を図る



すべての人々の水と衛生の利用可 能性と持続可能な管理を確保する



すべての人々の、安価かつ信頼 できる持続可能な近代的エネル ギーへのアクセスを確保する



包摂的かつ持続可能な経済成長及び すべての人々の完全かつ生産的な雇 用と働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク)を促進する



強靱 (レジリエント) なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



各国内及び各国間の不平等を是 正する



包摂的で安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する



持続可能な生産消費形態を確保 する



気候変動及びその影響を軽減する ための緊急対策を講じる



持続可能な開発のために海洋・海 洋資源を保全し、持続可能な形で 利用する



陸域生態系の保護、回復、持続可能な利 用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠 化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・ 回復及び生物多様性の損失を阻止する



持続可能な開発のための平和で包摂的な社会 を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを 提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説 明責任のある包摂的な制度を構築する



持続可能な開発のための実施手段を 強化し、グローバル・パートナーシッ プを活性化する

2

の背景

茅ヶ崎市の魅力

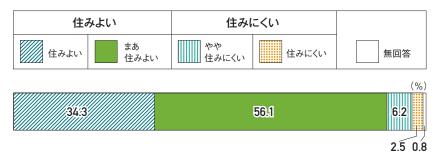
茅ヶ崎市のどこに魅力を感じるかの調査では、「買い物が便利」が4割 を超えて最も高く、次いで「自然や緑、水が豊か」、「心地よく暮らせる居 住環境がある」の順となっています。



出典 / 平成 29 年度茅ヶ崎市のまちづくり市民満足度調査

住みやすさ

「住みよい」と「まあ住みよい」を合わせると9割を超えており、多くの市 民が茅ヶ崎市は住みやすいと感じています。



出典 / 平成 29 年度茅ヶ崎市のまちづくり市民満足度調査

6

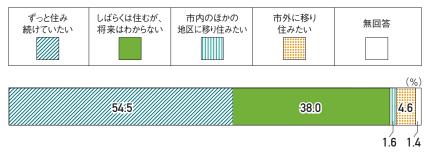
結果概要は次のとおりです。 民の声を反映 クショップ、 市民討議会、 した計画とするため、 市民活動団体からの意見聴取を実施しました。その 茅ヶ崎市のまちづくり市民満足度調査やワー

第1編 > 第2章 計画の背景 6 市民意識



定住意向

「ずっと住み続けていたい」が5割半ばで最も高くなっています。一方、「市外に移り住みたい」はわずかとなっています。年齢が低くなるほど、「しばらくは住むが、将来はわからない」の割合が上がる傾向にあります。



出典 / 平成 29 年度茅ヶ崎市のまちづくり市民満足度調査

目指すべき将来像

「子育で・介護など、助け合いのこころが浸透し、あたたかなふれあいのある都市」が4割を超えて最も高く、次いで「災害につよいひと・まちが育つ、安全・安心な都市」、「湘南らしい魅力を生かして、多くの人がにぎわう都市」、「自然と都市が調和した、美しく住みやすい都市」の順となっています。



出典 / 平成 29 年度茅ヶ崎市のまちづくり市民満足度調査

2 章

計画の背景

市民ワークショップ等における意見

❶ちがさき未来会議

寛容さ」が魅力であり、「未来を創る る傾向にあり、「市民のあたたかさや 上で、゛次の茅ヶ崎゛を作るためのポ プ「ちがさき未来会議」では、人口減 ントとして挙げられました。 の形成の重要性」が未来を考えるポイ 人づくりへの投資」や「コミュニティ た。全体として「ひと」に焦点を当て イントについて意見交換を行いまし 少等に伴うさまざまな課題を共有した 公募市民を対象としたワークショッ



2 市民討議会

く挙げられました。 くり」など、生涯学習に関する意見が多 る意見や、「地域ぐるみの学び・ひとづ くり」など、地域内産業の活性化に関す 興」や「多様な働き方を支援する基盤づ ついて意見交換を行いました。「観光振 参考に、その実現に向けて必要なことに 民討議会では、検討中の将来の都市像を 無作為で選ばれた市民を対象とした市



1編 > 第2章 計画の背景 6 市民意識



③ちがさきアイデアソン

化と、成功例を地域全体に広げていく仕 間で取り組むことによる地域活動の活性 を是正し、双方に領域を超えて連携して については、 正」等の意見が挙げられ、団体のあり方 政と団体の関係については、「それぞれ いく意識を持つこと」や、「小さく短期 行政の改善、 渡し役として機能すること」や「縦割り 行政のあり方については、「団体間の橋 の立場を超えて連携していくことが必 からの協働推進のあり方等を検討し、 **「ちがさきアイデアソン (※)」では、これ** 市内で活動している団体を対象とした 等の意見が挙げられました。また、 頻繁な職員異動の弊害の是 「団体間の縄張り争いなど

れました。 などが挙げら れました。



4まちづくり 懇談会

組みについても意見が挙げられました。大いの総合計画の評価や市独自の課題・魅行の総合計画の評価や市独自の課題・魅行の総合計画の評価や市独自の課題・魅行の総合計画の評価や市独自の課題・魅行の総合計画の評価や市独自の課題・魅力をしっかり分析し、政策につなげていたほか、「地域活動の担い手の育成」など、まちづくりを体への意見が多く挙げられたほか、「地域活動の担い手の育成」など、市く必要がある」、「市民参加を促進し、市く必要がある」、「市民参加を促進し、市く必要がある」、「市民参加を行うべき」など、市民を対象に市内各地で開催した「ま市民を対象に市内各地で開催した「ま市民を対象に市内各地で開催した「ま



※アイデアソン:

目指すイベントのこと。新たなアイデアの創出をで、特定のテーマについで、特定のテーマについで、特定のテーマについいを掛け合わせた造語ン」を掛け合わせた造語といい。

2

の背景

踏まえ、次のとおり主要課題を整理しました。 とから、「基本理念評価 (※)」の評価結果や社会潮流、市民意識を 市の現状と課題、今後の展望を明らかにする必要があるこ

子育てを取り巻く環境変化 の対応と切れ目のない支援

的確な対応が求められています。 者を取り巻く社会問題や環境の変化への ひきこもりをはじめとした、子ども・若 年問題となっている、貧困問題やいじめ、 しており、 ているものの、 き続き進める必要があります。また、近 入を促進するなど、少子化への対策を引 整備に努めるとともに、子育て世代の転 るため、子どもを産み育てやすい環境の ています。そうした状況に歯止めをかけ を見ると、0歳から14歳の構成比は減少 茅ヶ崎市の出生数は、横ばいを維持し 全国と同様に少子化が進行し 年齢 4 区分の人口構成比

【関連政策:政策目標1】

未来を拓く人材の育成

が求められています。また、そうした社 を高め、地域の中で互いに交流し、 史や風土についての知識を深め、 会の中で、これまで茅ヶ崎市を築いてき 自分に合った学びを選択でき、自らの力 の育成は欠かすことのできない視点で いく人材を育成する必要があります。 への愛着や誇りを持って、未来を拓いて た先人たちの生き方や考え方、地域の歴 しながら活躍できる社会を構築すること まちづくりを進めるに当たり、「ひと」 子どもから高齢者まで、全ての人が 茅ヶ崎

【関連政策:政策目標1・政策目標4】

【市 HP】



https://www.city.chigasaki.kanagawa. jp/1026248/1041840/1033278.html

後の展望を把握するた本市の現状と課題や今組みを総括的に評価し、構想」に基づいた取り めに実施した行政 本計画の作成に際し、 ※基本理念評価 「茅ヶ崎市総合計画基本 評

のこと。評価結果は市 ホームペー てください。

地域共生社会の実現



不可欠です。また、交流人口 (※) や関係 地域の稼ぐ力を高めていく必要がありま した取り組みを進め、 人口 (※) の拡大に向け、地域資源を活用 様な労働環境づくりを進めることが必要 とともに、 循環を推進し、地域内産業を活性化する 続と雇用維持を図りながら、 ためには、地域における安定的な事業継 背景に住宅都市として発展してきまし 人が集まるにぎわいを創出することで、 茅ヶ崎市は、 今後も持続可能なまちであり続ける 希望の働き方を実現できる多 都心への交通の利便性を 国内外から多くの 地域経済の

【関連政策:政策目標2】

必要な世帯の増加と生活課題の多様化 れます。今後、住民や支援機関、行政等、 複雑化が進むことが茅ヶ崎市でも予測さ 域のつながりの希薄化等により、 世代構成やライフスタイルの変化、 支援が

> 要があります。 さまざまな主体が協力し、支え合うこと らすことができる体制づくりを進める必 者・高齢者・子どもなど誰もが豊かに暮 により、 問題の重篤化を予防し、 障 が い

【関連政策:政策目標1・政策目標3】

超高齢社会に対応し

要があります。また、高齢者の経験と知 齢者が住み慣れた地域で安心して暮らす 増加や介護問題等、さまざまな面での影 れています。これに伴い、社会保障費の 活躍できる社会を構築する必要がありま 代交流の中でも力を発揮するなど、 極的に社会参加し、次世代育成等、 識は地域の貴重な財産です。高齢者が積 ことができる仕組みづくりに取り組む必 響が想定されることから、引き続き、高 上の人口が加速度的に増加すると見込ま スピードは緩やかである一方で、 茅ヶ崎市は、全国と比べて人口減少の 75 歳以

【関連政策:政策目標3・政策目標4】

※交流人口:

人々のこと。観光等により訪れる その地域を通勤や通学、 ※関係人口:

域の人々と多様に関わる口」でもない、地域や地 等により訪れる「交流人 住人口」でもなく、観光その地域に居住する「定 人々のこと。

2 章

計画の背景



受け入れ、支え合う社会の実現全ての人を地域の一員として

要があります。

要があります。
要があります。
要があります。
要があります。
全ての人が自分らしい。
ながりの中で、その持てる力を最大限発いで、まず。
ながりの中で、その持てる力を最大限発いが高まっています。全ての人が自分らしい。
ながりの中で、その持てる力を最大限発い。
ながりの中で、その持てる力を最大限発いる。
ながりの中で、その持てる力を最大限発いる。
ながりの中で、その持てる力を最大限発いる。
ながりの中で、その持てる力を最大限発いる。
ながりの中で、その持てる力を最大限発

【関連政策:政策目標3・政策目標4】

保全と活用が自然環境の

りません。しかし、山林や農地は、担いらしは未来に引き継いでいかなければないる市民が多く、この自然と共存した暮豊かな自然環境を地域の魅力と感じて

を進める必要があります。 は、産業や防災、観光振興といった多面 は、産業や防災、観光振興といった多面 は、産業や防災、観光振興といった多面 は、産業や防災、観光振興といった多面 は、産業や防災、観光振興といった多面 は、産業や防災、観光振興といった多面 は、産業や防災、観光振興といった多面 は、産業や防災、観光振興といった多面 は、産業や防災、観光振興といった多面 は、産業や防災、観光振興といった多面

【関連政策:政策目標5】

安全・安心の確保

ます。また、感染症予防をはじめとする害に強いまちを形成することが求められた等が懸念されており、加えて、近年のも抱えています。全ての人の安全・安心を確保するため、多様な主体が協力し、を確保するため、多様な主体が協力し、を確保するため、多様な主体が協力し、の防災力向上を進めるとともに、自治体の防災力向上を進めるとともに、自治体の防災力向上を進めるとともに、自治体が関連携をさらに深め、湘南地域全体で災害に強いまちを形成することが求められる。



備を進める必要があります。かに回復するしなやかさを持った体制整命的な被害を発生させない強さと、速や事態を想定した上で、危機事態により致事のがす要因として再認識し、あらゆる公衆衛生(※)に係るリスクも安全・安心

[関連政策:政策目標3、政策目標6】

都市づくり人口変化に対応した

の再構築が必要となります。 懸念されており、先を見据えた都市基盤 需給の不均衡が将来的に発生することも えるため、 下水道等の老朽化が進行し、更新期を迎 学校等の公共建築物や、道路、橋りょう、 続きの対応が求められています。 茅ヶ崎市は狭あい道路が多いなど、 も交通量の多い地域となっていますが、 一方、人口減少を背景として地域間での 茅ヶ崎市を含む湘南地域は、 快適性の両面から課題が多く、 その対応が必要となります。 県内で また、 引き 安全

・政策目標7・行政経営】【関連政策:政策目標5・政策目標6

連携や協働の深化

には、がら、

ます。 させ、 らへの率先した取り組みを通して、 ションを密にし、それぞれの力が発揮さ 課題が多様化・複雑化する中で、 てきました。社会の成熟化に伴い、 す必要があります。 を担う都市としてのさらなる進化を目指 崎市が湘南地域全体の維持・発展の一翼 れる地域社会を構築するとともに、これ 状況が、 自治体や行政組織だけでは解決できない 民間事業者との公民連携を積極的に進め 市民との協働や他自治体との広域連携 安定的な行政サービスを提供するため 茅ヶ崎市では、 これまでの連携や協働を一層深化 各主体の双方向のコミュニケー 今後さらに進むことが予測され これまでもきめ細かで 一つの

【関連政策:全政策目標・行政経営】

持続可能な行財政運営

も、財政の健全性をしっかりと確保しな今後さらに財政状況が厳しくなる中で人口減少、少子高齢化等の影響により

要です。 挑戦できる人材育成に取り組むことが必常識にとらわれない柔軟な姿勢で課題にる体制を構築するとともに、これまでの 推進や新たな技術等を積極的に活用でき

先を見据えた戦略的な行政経営の持続可能なまちであり続けるため

【関連政策:全政策目標・行政経営】

※公衆衛生:



コラム column

気候変動と茅ヶ崎

気候変動とは、地球温暖化などにより気温が上昇することや雨の降り方の変化などをいいます。 猛暑日は、最近では1970年代と比較して約3倍に増加しており、高温化による熱中症のリスクの 増加、農作物の不作や漁業の不良など、暮らしや自然環境に大きな影響があるとされています。

IPCC(※)第5次評価報告書では、今後温室効果ガスの排出抑制に向けた追加的な努力を行わない場合、21世紀末には、平均気温 $2.6 \sim 4.8 ^{\circ}$ の上昇となる可能性が高いと報告しています。また、その場合、海面が最大 $82 ^{\circ}$ cm 上昇する予想を発表しています。これを受け環境省は、仮に海面が $1 ^{\circ}$ m 上昇した場合、神奈川県内の砂浜の $90 ^{\circ}$ は失われるとしており、茅ヶ崎海岸も例外ではありません。

国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議で、令和 2 (2020) 年以降の温室効果ガスの排出削減等に向けた取り組みを進めるための枠組みとして、パリ協定が採択されました。パリ協定では、世界共通の長期目標として、地球の平均気温上昇を産業革命前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を継続することなどが設定されました。

平均気温上昇が1.5℃を大きく超えないようにするためには、2050年前後には世界のCO₂(二酸化炭素)排出量が実質ゼロとなっていること、これを達成するには、エネルギー、土地、都市、インフラ(交通と建物を含む。)、産業システムのパラダイムシフト(※)に加え、生活様式の変革が必要です。

未来に今の茅ヶ崎をどう残すのか、令和12(2030)年までの地球温暖化対策が鍵を握ります。

*** IPCC:**

Intergovernmental Panel on Climate Change の略。 国連気候変動に関する政府間パネルのこと。

※パラダイムシフト:

人々の物の見方や考え方を支配 する概念的な枠組みが変化・転 換すること。







第 1 章

茅

ケ

崎

市

の

目

指

す将来

の

都市

第

2

章

目標

年次

第 1 章

けるため、将来の都市像を次のとおり定めます。 た課題に対応し、次代に責任を果たすことで、茅ヶ崎市が今後も持続可能なまちであり続 **★** 暖化、大規模な自然災害の多発等、多くの新たな課題が顕在化しています。こうし★ 会が成熟するとともに、人口減少の本格化や少子高齢化の進行、深刻化する地球温 多くの新たな課題が顕在化しています。こうし

大口減少など、大きな課題を 克服するためには、これまで の延長線上だけで考えるのではなく、新たな発想によりま ちづくりが進められていることを示す。

を創るまち 茅ヶ崎

らすことができるまちでは大きく変化しています。は大きく変化しています。は大きく変化しています。

42



第1章 茅ヶ崎市の目指す将来の都市像 第2編 > 第2章 目標年次

顔と活力にあふれ みんなで未来

全ての人の人権が尊重され、 誰もが自分らしく、将来に 向かって希望を持って、豊 かな日々を過ごすことがで きている姿を示す。

和3 (2021) 年度を初年度とするこの総合計 画の目標年次は、令和12(2030)年度とします。

茅ヶ崎に関わる全 ての人との連携・ 協力を深化すると ともに、一人一人 の個性が発揮され たまちづくりが進 められていること を示す。

があります。

づくりを進めていく必要

なすべきか、知恵を出し あり続けるためには何を

手を取り合ってまち

す。

に守りながら、未来に 暮らし、そこで培われた できるまちを創っていきま ての人の人権が尊重され、 に挑戦し続けるため、 かって新たな魅力の創 歴史や文化、風土を大切 め合い、共に暮らすことが 時には支え合い、時には高 誰もが自らの力を発揮 自然の恵みや心地よい 全

43

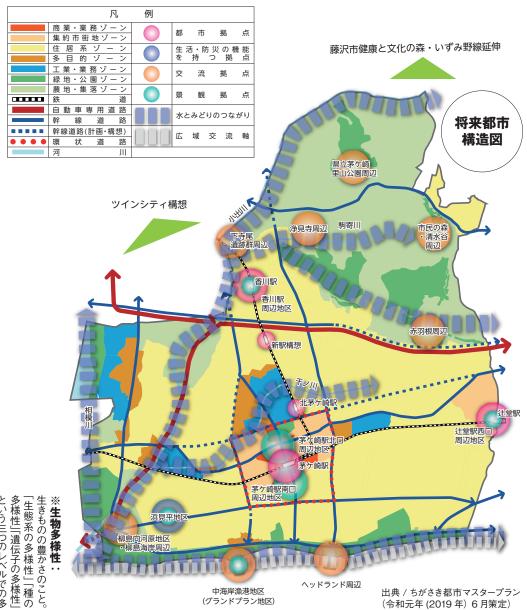
資料編

第

勢

平地区は、 市機能の集約を促進します。さらに、 周辺は、 とともに、生物多様性(※)を保全します。 自然や魅力ある景観の保全・整備を目指す び景観資源となっており、こうした豊かな として位置付け、 茅ケ崎駅、 ✔ジを形成する代表的な自然資源およ 「都市拠点」として位置付け、 「生活・防災の機能を持つ拠点 辻堂駅西口および香川駅等の 丘陵は、本市の都市イメ 機能の拡充を図ります。 浜見

場をつなぎます。 への転換を目指します。 やバリアフリー化を進め、 国道 134 号は「広域交流軸」として位置 および南北方向の幹線道路網を格子型に結 幹線道路網の整備については、 歩行者や自転車を中心とした交通体系 骨格道路の形成を目指します。 沿岸部にあるさまざまな交流を育む あわせて環状道路の整備 環境に配慮し 東西方向 また、



という三つのレベルでの多 様性があるとされている。



将来の都市構造 第2編 > 第3章 第4章 行政運営の基本姿勢

子来の都市は 戦するための行動 来に向かって果敢 に対応するとともに、 本姿勢を次の として、 化を的確に捉え、 に向け、 行 政 社会の とお 運 :像の実現 **営**の 柔 W 指 に 挑 変 針 軟 基 未

未来創造への 挑戦



市民との

関係の深化

積極的な情報発信により、行政の 説明責任を果たすことで、市民と行 政がさまざまな情報を共有し、相互 理解をさらに深め、信頼し合える関 係を構築します。

また、さまざまな主体との対話や 交流の場を充実させ、市民主体のま ちづくりを推進します。

②市民が力を発揮できる 社会の構築

人口減少や少子高齢化のさらなる 進展等、社会構造が大きく変化する 中、民間の団体や企業をはじめとす る多様な主体がそれぞれの価値観で 活動することで、社会的課題の解決 に結びつくよう、相互の連携をコー ディネートし、市民一人一人が自らの 力を発揮できる社会を構築します。

①変化に迅速な対応がとれる 職員力・組織力の向上

急激に変化する社会環境を的確に 捉え、柔軟に対応するとともに、こ れまでの手法や考え方にとらわれる ことなく、新たな発想により積極果 敢に挑戦できる仕組みを構築し、社 会環境の変化に迅速な対応がとれる 職員力・組織力の向上を図ります。

②質の高い行政サービスの 提供

人口減少という社会の大きな転換 点を迎えるに当たり、全ての市民が、 安心した生活を送れるよう、先進技 術を積極的に活用するとともに、民 間の団体や企業との協働、周辺自治 体等との連携により、質の高い行政 サービスの提供に努めます。

3未来に責任を持つ 行政経営

厳しい財政状況が見込まれる中に おいても、多様化・複雑化する市民 ニーズに対応するため、客観的なデー タなどの証拠に基づく政策の立案や、 事業の見直しや重点化を図るなど、 本市が将来にわたって持続可能なま ちであり続けられるよう、戦略的な行 政経営を行います。

積を図るとともに、周辺に広がる市街地は、 は、 商業・サービスなどの都市機 能 良好な市街地の形成を目指します。

業務地、 地区の特性に配慮しながら、 自然地に類型化された土地利用の 住宅地、

茅ケ崎駅や辻堂駅西口周辺

の 市

章

政 策 目 標

第(5)章

★方向性として、次のとおり政策目標を定めます。 です来の都市像の実現に向けて長期的な展望にたち、 10年間の総合的な政策展開の

地域が活力にあふれ、交流とにぎわいのあるまち 子どもが希望を持って健やかに成長し、 次代を担うひとが育つまち

2

共に見守り支え合い、誰もが健康に暮らすまち

誰もがいつでも学べ、

5

豊かな自然と共存し、心地よい生活環境のあるまち

の達成に向けた取り組み ることから、各政策目標 4

生きがいを持って自分らしく暮らすまち

都市像の実現に向けた行政経営

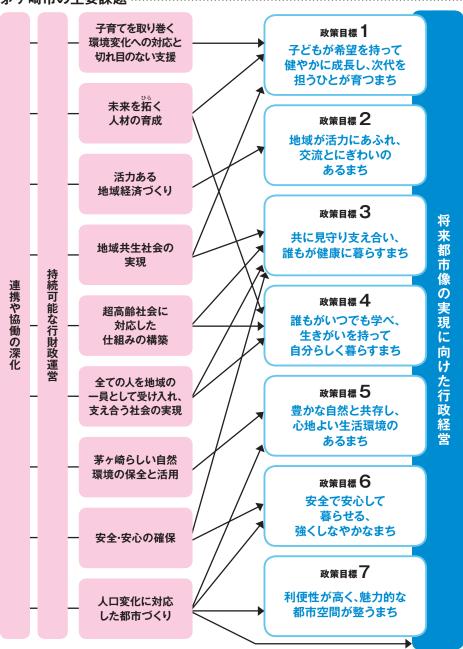
生み出すことが可能とな パートナーシップの深化 目標の共有と連携促進、 を持つことにより、政策 SDGsという共通言語 クホルダー(※)の間で、 り取り組みを進める本市 が実現し、地域課題解決 行政とさまざまなステー 主体との連携・協力によ ることを目指し、多様な 続可能なまちであり続け 念は、将来にわたって持 を目指すSDGsの理 に向けた自律的好循環を にもあてはまるものです。 持続可能な社会の実現

~茅ヶ崎市総合計画とSDGs~



■主要課題(P36~39)と 政策目標の対応関係図

茅ヶ崎市の主要課題 ……



利便性が高く、魅力的な都市空間が整うまち

安全で安心して暮らせる、強くしなやかなまち

6

50

将来

どの SDGs に寄与

※ステークホルダー:※ステークホルダー:

するかを明らかにします。 政策目標と SDGs の関係性を示すため、 SDGsのアイコンを表 示しています。(SDGs の詳細は P31を参照してください。政策目標と の関係の詳細は P64-65

章

政 策 目 標

2030年の ありたい姿

の中で、子どもが希望を持って健や もを産み育てることができる環境 みが構築されており、安心して子ど かに成長しています。 多様な主体で子育てを支える仕組 て、地域の見守りをはじめとする、 支援を受けることができます。加え 保護者がライフステージに応じた 成長する過程で、全ての子どもと **チ** 炭齢期を経て、子どもたちが ・ 炭が期、出産期、乳幼児期から

> す。 良い社会や人生を切り拓いていく 育つ共生社会の担い手として、より ための「生きる力」が育まれていま



り、子どもたちが学び合い、育ち合

通じて学校、家庭、地域が一体とな

また、さまざまな学びの機会を

性を認め合いながら共に学び、共に が整っています。子どもたちが多様 い、その成長を支え合う教育環境

	成果指標	現状値 令和元年度 (2019)	中間目標値 令和7年度 (2025)	最終目標値 令和12年度 (2030)
1	「子どもを育てやすい環境」への 市民の満足度	35.8%	35.8%	37%
2	「自分には良いところがある」と思う児童の割合(小学 6 年生) *現状値は令和 2(2020)年度	83.0%*	86.3%	87%
3	「自分には良いところがある」と思う生徒の割合(中学3年生) *現状値は令和2(2020)年度	77.0%*	77.9%	80%

政策目標

成長し、次代を担うひとが育つまち 子どもが希望を持って健やかに

関連SDGs





8 他きがいも 経済成長も











1 子どもが希望を持って健やかに成長し、次代を担うひとが育つまち



取り組みの方向性

子ども・若者・子育で支援の 充実

- □ 妊娠期、出産期、乳幼児期の環境に応じたきめ細かな支援を通じて、子どもと保護者の心身の健康を守ります。
- □ 子どもの成長段階や保護者のライフステージに応じた切れ目のない支援を通じて、安心して子育ですることができる環境をつくります。
- □ 多様化する保育ニーズに対応するため、将来の需要を見据えて保育の場の確保に努めるとともに、保育サービスや放課後支援等の充実を図ります。
- □ 保育の質の向上を図るため、保育士の負担が軽減されるよう保育環境を充実するとともに、保育士の資質・専門性の向上に向けた人材育成を推進します。
- □ 子ども・若者が抱えるさまざまな不安や悩みに寄り 添い、社会に置き去りにされることがないよう、地域の中で安心して過ごすことができる環境づくりを 推進します。

2 未来を拓く力を育む 教育の推進



- 社会において自立的に生きるための基礎を培うため、地域のさまざまな資源を教育に活用し、多様な人との出会いやさまざまな体験・経験を通して、児童・生徒の確かな学力、豊かな人間性と自律性、健やかな体を育みます。
- □ 共生社会の実現に向け、障がいのあるなしにかか わらず、一人一人の能力や特性を踏まえた上で、子 どもが共に学び合い、支え合うことを目指す教育(イ ンクルーシブ教育)を推進します。
- □ 児童・生徒一人一人に向き合い、きめ細かな教育活動が行えるよう、教職員が本来の業務に専念できる環境づくりを推進します。
- □ 教育の質の向上を目指し、適正な人材の確保や、 教職員の資質向上に努めます。
- □ 児童・生徒が安全・安心な学校生活を送るとともに、 健やかに成長することができる環境を整備します。



みんなで行動!

感を育むことにもなります。 感じるとともに、自己肯定 がでいますか?うまくいか を変えると、子どもの行動 を変えると、子どもの行動 を変えると、子どもの行動 を変えると、子どもの行動 に何が褒められたのかを理 は何が褒められたのかを理 は何が褒められたのかを理 は何が変められたのかを理 は何が変められたり。 は何が変められたのかを理 はのいると、子ども はのいると、子でも はのいるととも はのいると、子でも はのいると、子でも はのいると、として はのいるとして はのいると、として はのいるとして はのいるとして はのいるとして はのいるとして はのいるとして はのいると はのいる はのいると はのいる はのいな はのいる はのいる はのいな はのいる はのいな はのいる はのいな はのいる はのい

広げましょう! みんなで褒めて 子育てサポート

章

政 策 目 標



2030年の ありたい姿

います。 等により、まちは市内外から訪れ が生まれることで、活力に満ちて る人でにぎわい、さまざまな交流 源を活用した観光振興の取り組み 自然環境や歴史・文化等の地域資 多面的な機能を生かした取り組み、 けた取り組み、農地や漁港の持つ 性を生かしたにぎわいの創出に向 1 活発な事業活動や、地域特別域経済を担う市内事業者の

境が整うとともに、働く場や創業 の機会が増え、年齢や性別、障が れのライフスタイルに応じた、自 いや国籍等に左右されず、それぞ することで、誰もが働きやすい環 また、多様な主体が連携・協力

の好循環を実現しています。

働き方への対応が進み、地域経済 ネスの創造や雇用の創出、多様な と」の力を効果的に生かしたビジ

これらにより、「まち」の魅力、「ひ

きています。 分らしい働き方、生き方を実現で

	成果指標	現状値 令和元年度 (2019)	中間目標値 令和7年度 (2025)	最終目標値 令和12年度 (2030)
1	「地域経済の活性化に向けた取り組 み」に対する市民の満足度	33.2%	33.2%	35%
2	「市内での多様な働き方や働く場の 創出」に対する市民の満足度	12.1%	12.1%	14%

政策目標

地域が活力にあふれ、 交流とにぎわいのあるまち

関連SDGs SUSTAINABLE DEVELOPMENT GALS 8 備きがいも 経済成長も ₽ 11









2 地域が活力にあふれ、交流とにぎわいのあるまち



取り組みの方向性

地域経済の 活性化

- □ 市内事業者の活発な事業活動を促進するため、安定した経営基盤の整備について、事業者の状況の変化に応じて、多様な主体と連携した速やかな支援を実施するとともに、生産者、事業者、消費者等の交流の機会を充実することなどにより、新たな価値の創出を目指します。
- □ 創業前から成長期に至るまで、関係機関と連携して継続した支援を実施することにより、創業しやすい環境整備に取り組みます。
- □ 農地の維持が困難となっている農業や、漁獲量が減少し続けている水産業の振興のため、関係機関をはじめさまざまな主体と連携し、本市にとって最適な農水産業維持の手法を確立します。また、競争力向上の追及や農水産業の中心的な担い手への支援、消費者と生産者とのさらなる関係構築強化を目指します。

- □ 地域の稼ぐ力と魅力の向上を促進するため、地元 産品等のブランディング化や観光振興団体等が行 うさまざまなイベントの実施により、地域資源を最 大限に生かしたまちなか観光の充実を図ります。
- □ 効果的かつ効率的な情報発信等による誘客を図り、地域が持続的に発展していくための観光振興に取り組みます。
- □ 市内外から多くの人に訪れてもらえるよう、さまざまな施設等を拠点としたにぎわいの創出を目指します。



2 多様な働き方と働く場の 創出

- □ ライフスタイルが多様化する中、子育てと仕事の両立やワーク・ライフ・バランスの確保等、それぞれのライフステージにあわせた働き方を選択できるよう、市内事業者や関係機関等との連携強化や企業支援等を通して、労働環境の充実を図ります。
- □ 女性・若者・高齢者・障がい者等の活躍推進へ、 多様な働き手のニーズに対応した情報提供や就職 の機会の実現に向けた支援を実施します。

みんなで行動」

働き方改革やコロナ禍に はり、働き方が多様化して 海や里山が楽しめるロケー 海や里山が楽しめるロケー たけでなく、茅ヶ崎市には かヨンがあり、比較的都小 へのアクセスも良い地域で へのアクセスも良い地域で へのアクセスも良い地域で を楽しんだ後に、サテライ トオフィスでテレワークー を楽しんだ後に、サテライ を楽しんだ後に、サテライ を楽しんだ後に、サテライ を楽しんだ後に、サテライ を楽しんだ後に、カホでまっ を楽しんだ後に、サテライ を楽しんだ後に、カホでまっ を楽しんだ後に、サテライ を楽しんだ後に、カホでまっ を楽しんだ後に、カホでまっ を楽しんだ後に、カホでまっ を楽しんだ後に、カホでまっ という新たな働き あることから、「ワーケー を楽しんだ後に、カボー なた。

自分らしい働き方、 働く場所を 見つけてみませんか?

5

章

政 策 目 標



2030年の ありたい姿

す。 ことのできる社会が実現していま にかかわらず、一人一人が地域の 経済状況、障がいのあるなしなど 的に取り組まれることで、年齢や じた活躍の場づくりが地域で一体 りや健康づくり、個性や能力に応 イフステージに応じた居場所づく 援体制が構築され、それぞれのラ 主体の連携による分野横断的な支 一員として健康で心豊かに暮らす

涯にわたり健やかな人生を送って 誰もが住み慣れた地域において生 います。 ができる地域の体制が整っており、



最低限の生活を保障す 最悪の事態から保護し、 より困窮した場合に、 病気やけが、失業等に ※セーフティネット: る仕組みのこと。

安心して医療や介護を受けること

(※)が充実しているとともに、 生活におけるセーフティネッ また、

保険制度の安定的な運営

	成果指標	現状値 令和元年度 (2019)	中間目標値 令和7年度 (2025)	最終目標値 令和12年度 (2030)
1	「地域における支え合いの仕組みや、 自分らしく暮らせる環境」への市民 の満足度	22.8%	22.8%	25%
2	「健康を守るための保健衛生や医療 体制」に対する市民の満足度	24.9%	24.9%	26%
3	「誰もが安心して暮らすためのセーフ ティネット (※)」に対する市民の満 足度	16.3%	16.3%	18%

政策目標



共に見守り支え合い 誰もが健康に暮らすまち

関連SDGs SUSTAINABLE DEVELOPMENT GALS























3 共に見守り支え合い、誰もが健康に暮らすまち



取り組みの方向性

▼ 支え合う地域共生社会の 実現



- 誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送ることができるよう、地域福祉の担い手の育成に取り組み、地域の主体的な福祉活動を支援するとともに、地域における信頼や絆を育み、互いに見守り支え合う仕組みと専門機関を含めた包括的な相談支援体制を構築し、地域共生社会の実現を目指します。
- □ 高齢者がいつまでも健やかに 生活できるよう、それぞれの健 康状態に応じた支援の充実を 図るとともに、地域における多 様な居場所づくりへの支援や 活躍の場づくりなど、社会参加 の機会を創出し、充実したセカ ンドライフを送ることができる 環境を整備します。
- □ 障がいのあるなしにかかわらず、一人一人の個性が尊重され、自分らしい生活を送ることができるよう、それぞれの能力や特性に応じたきめ細かい支援を実施するとともに、地域における障がいへの理解を深め、居場所や活躍の場づくりなど、社会参画の機会を創出します。

2 保健衛生・医療体制の 充実

- □ 地域のネットワークをはじめとする社会関係資本(※)を活用した地域保健基盤を強化し、市民が安心して暮らすことができるよう、地域保健対策を推進します。
- □ 公衆衛生(※)の水準を向上させるため、地域での総合的な政策展開を図るとともに、日ごろから健康危機管理体制の構築や監視・指導等を行い、きめ細かな保健衛生サービスを提供します。
- □ 市民自らの主体的な健康づくりを促進するため、それぞれのライフステージに応じた、健康づくりに関する支援を充実します。
- □ 高まる医療需要を見据え、地域の医療機関との連携および役割分担を推進し、市民の健康を守るために必要な医療提供体制を確立します。

3 社会保障制度の適正な 運営

- □ 生活困窮者の生活安定と自立に向け、支援を実施します。
- □ 介護保険や国民健康保険等の適正 な運営に努め、誰もが安心して暮ら すことのできるセーフティネット(※) の充実を図ります。

※社会関係資本:

「信頼」「社会規範」「ネットワーク」など、人々の協調行動の活性化により、社会の効率性を高めることができる社会組織に特徴的な資本のこと。

※公衆衛生:

地域社会において、人々の疾病を予防し、健康を保持・増進するため、公私の機関によって組織的に行われる衛生活動のこと。

みんなで行動!

人生 100 年時代! 健やかに過ごすための 健康づくり

ポとしと 早期治療に努めまし 体を を種類があた。 題 心に気 均 ッ など など など 食めめ 動 にか 食事にの をしている。行動 を 散品 しま き が 歩や取 通 健康を維 が 必要です。 さまざ て積 よう。 体り 日 生中 入 3 操、 ħ 食 が活 そ的スる ま欠

5

章

政 策 目

標

4日 もが生涯にわたり、いつで

2030年の ありたい姿

す。 において多様な人が活躍していま とのできる場や機会があり、地域 知識や技術を社会生活に生かすこ ます。加えて、一人一人が学んだ き、生きがいを持って暮らしてい 学びや交流の機会を得ることがで ■も、どこでも、希望に沿った

> して、 が進められています。 を受け入れ、認め合うまちづくり もが地域社会の一員としてお互い 世代・宗教・習慣等を問わず、誰 国籍・人種・ジェンダー (※)・



ツ活動に親しむとともに、

地域の

また、文化・芸術活動やスポー

く、社会的・文化的に生物学的な性別ではな ※ジェンダー: つくられた性別のこと。

民は心豊かに暮らしを楽しんでい な交流が盛んに行われており、市

こうした、さまざまな交流を通

との交流をはじめとするさまざま 歴史や伝統の継承、国内外の都市

	成果指標	現状値 令和元年度 (2019)	中間目標値 令和7年度 (2025)	最終目標値 令和12年度 (2030)
1	「学びの機会や文化・芸術、スポーツに触れる機会」に対する市民の満 足度	28.9%	28.9%	31%
2	「多様性を認め、お互いを尊重し合う社会の実現」に対する市民の満足 度	17.5%	17.5%	21%

政策目標



誰もがいつでも学べ、 生きがいを持って自分らしく暮らすまち

関連SDGs











4 誰もがいつでも学べ、生きがいを持って自分らしく暮らすまち



取り組みの方向性

学びの機会の充実と 地域文化の創造の促進

- □ 誰もが生涯を通して、いつでも自らの希望に応じた 知識や技術を習得できるよう、さまざまな学習の場 や多様な人が交流する機会を創出します。
- □ 人や物、自然、歴史、文化等のさまざまな資源を 生かした学習を通じて、子どもから大人までが学び 合い育ち合う社会教育を推進します。
- □ 心豊かな暮らしを送ることができるよう、文化・芸術に触れる機会の充実を図るとともに、文化・芸術により生み出されるさまざまな価値を活用し、地域文化の創造を促進します。
- □ 誰もが生涯を通して、いつでも気軽にスポーツを楽しみ、心身共に充実した暮らしを送ることができるよう、スポーツをする環境づくりを推進します。

2 多様性を認め、 尊重し合う社会の実現

- □ 異なる環境に暮らす人々の生活や文化を理解し、相 互に尊重する心を醸成するため、さまざまな都市や そこに暮らす人々と交流する機会を創出します。
- □ 誰もが地域社会の一員として共に暮らし、誰にとっても住みよい多様性が保障された社会の実現を目指します。
- □ 男女が対等な立場であらゆる分野に参画することができ、その能力や個性を十分に発揮するとともに、互いに協力し、責任を分かち合いながら暮らすことができる社会の実現を目指します。



みんなで行動!

地域に住むさまざまな人々が日常生活の中で感じる悩みや生きづらさを、さる悩みや生きづらさを、さるがまな機会を通じて理解まざまな機会を通じて理解し、学び合い、誰もが自分いきましょう。

高すことがとても大切です。お互いに「かけがえのないお互いに「かけがえのないをの人間」であることをお互いに「かけがえのないをお互いに「かけがえのない

誰もがみんな 「かけがえのない 一人の人間」

5

章

政策目

標



2030年の ありたい姿

境負荷を低減する暮らしやかな自然環境を保全し、環

けでなく、市街地においても、農が維持されています。丘陵地域だ事業活動が営まれ、生物多様性(※)

います。

創生するまちづくりが進められて

※生物多様性: ※生物多様性」という三つの多様性」という三つの多様性」という三つの多様性」での多様性」「遺伝子」での多様性」「遺伝子」であるとされている。

有する森林のこと。神社や寺が敷地内に所※**社寺林:**

和した、茅ヶ崎らしい景観が保全

史・文化的環境と市街地環境が調

値のある建造物等、

自然環境や歴

また、海岸や里山、

歴史的に価

ています。

て、自然と共生する環境が残され緑地等のみどりがあることによっ地や社寺林(※)、屋敷林(※)、公園

活用されるとともに、

公園や公共

形成された林のこと。家の建っている敷地に※屋敷林:

然と共存した心地よい生活空間をに整備・維持管理されるなど、自下水道等の生活インフラが計画的

	成果指標	現状値 令和元年度 (2019)	中間目標値 令和7年度 (2025)	最終目標値 令和12年度 (2030)
1	「自然環境の保全や、生物多様性(※) の維持」に対する市民の満足度	45.7%	45.7%	46%
2	「持続可能な社会の実現に向けた環 境負荷の低減」に対する市民の満 足度	32.4%	32.4%	36%
3	「心地よく暮らせる生活環境」への 市民の満足度	41.4%	41.4%	43%

政策目標



心地よい生活環境のあるまち豊かな自然と共存し、

関連SDGs

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GALS

















56



5 豊かな自然と共存し、心地よい生活環境のあるまち





取り組みの方向性

自然環境の保全

- □ 海岸や河川、里山のみどりなど、豊かな自然環境 を保全・活用し、次代へと継承します。
- □ 生物多様性(※)を維持し、次代へ継承するため、 多様な主体と連携して、生きものの生息・生育状 況の把握やその維持を図るとともに、活動の担い 手づくりを推進します。

2 環境負荷の低減

- □ 循環型社会(※)の形成に向け、ごみの発生抑制や減量化・資源化を推進するとともに、発生したごみの適正な処理を行います。
- □ 環境負荷が少ない、持続可能な社会の実現に向け、 省エネルギー対策や再生可能エネルギー(※)の活 用等、地球温暖化・気候変動対策を推進します。

3 心地よい 生活環境の形成

- □ 自然や歴史、文化等、茅ヶ崎の風土から培われた さまざまな資源を生かした、魅力的な景観の保全・ 活用・形成を図るとともに、次代へと継承します。
- □ 身近にあるみどりに触れ合うことで、心豊かな生活 を送ることができるよう、公園や緑地の計画的な整 備や地域に合った管理運営に努めます。
- □ 誰もが心地よく暮らせるよう、空き家や空き地の発生抑制や適正な管理を推進するなど、地域の良好な住環境を確保するための取り組みを推進します。
- □ 良質な生活環境を確保するとともに、河川や海等の公 共用水域の水質を保全するため、公共下水道汚水施設 等を計画的に整備・維持管理・更新し、下水の適正処 理を推進します。

※循環型社会:

環境への負荷を減らすため、有限である資源を繰り返し利用し、 天然資源の消費を抑制することで、破棄されるものを最小限に 抑える社会のこと。

※再生可能エネルギー:

太陽光や風力、水力等の非化石 エネルギー源のうち、エネルギー 源として永続的に利用すること ができるもの。





みんなで行動し

ったり にごみ み が わ にする 入れましょう。 ライフ め を る れ 魚 分別 た 行 前 7 海 かべ。 を 動 11 洋 人一 ス 発 ゃ す ま を 持ち 生させ ず。 削 ア 美しい 上 れる マ ラ 人 1 イ 0 回 か イ きち **,ラスチ** が 6 は る バ ス チ アを とし け 気 な は b 海 を守 軽 11 は 11

環境に負荷をかけない ライフスタイルを 実践しましょう!







章

政 策 目 標

政策目標

安全で安心して暮らせる、 強くしなやかなまち

一分で守る」という認識の下、民一人一人が「自分の命は自

2030年の ありたい姿

います。 され、充実した防災活動が行われて 互いに助け合う高い防災意識が醸成 極的に進めるとともに、地域住民が 日頃より災害に備えた取り組みを積

な地域社会が構築されています。個 速な復旧・復興を図ることのできる が互いの役割を理解し合い、補完し もが安心して暮らしています。 合う協力連携体制が整っており、誰 会機能が維持される「強さ」と、迅 も、社会インフラや行政機能等の社 人、自主防災組織、行政等の各主体 「しなやかさ」を持った安全・安心 自然災害等の危機事態が発生して

> 消防・救急体制が構 種別に応じ、迅速か つ的確に対応できる また、災害の規模

持つことができることで、誰もが安 生活相談等を気軽に利用する機会を のニーズに対応した市民相談、消費 不安や悩みを持つ市民が、その時代 頃、誰にでも起こり得るさまざまな 捉える意識が醸成されています。日 市民一人一人に主体的な問題として 組みが進められていることにより、 主体の連携による意識啓発等の取り 全で安心な生活を送っています。 事故の未然防止に向けては、多様な

築されています。 暮らしを脅かす犯罪や交通

擴動中

	成果指標	現状値 令和元年度 (2019)	中間目標値 令和7年度 (2025)	最終目標値 令和12年度 (2030)
1	「災害から生命・財産を守るための 防災や減災への対策」に対する市民 の満足度	28.9%	28.9%	33%
2	「生命・財産を守るための火災や救 急への対策」に対する市民の満足 度	30.0%	30.0%	33%
3	「暮らしの安全・安心の確保に向け た防犯や交通事故防止への対策」 に対する市民の満足度	25.9%	25.9%	29%





6 安全で安心して暮らせる、強くしなやかなまち



取り組みの方向性

■ 防災・減災対策の■ 推進

- □住民の生命と財産を災害から守るため、公助として防災対策の充実に努めつつ、社会全体の防災意識の向上を図り、住民の自発的な防災活動の促進と自主防災組織等の実践的かつ効果的な活動の支援に取り組みます。
- □関係機関と連携し、 災害等の危機事態の 発生に備えた取り組み を進め、危機事が 迅速かつ円滑に対応 できる体制を整えることで災害対応を とで災害対応を含め た危機事態への対 たた機事態への組み ます。
- □ 河川、公共下水道施設、橋りょうなど、防災機能を有する施設の計画的な整備・維持管理や防災空間の整備、建築物の耐震化等により、恒久的に災害に強いまちくりを目指します。
- □ 大規模災害から速や かに復旧・復興できる よう、平時から関係 機関等との連携体制 を整備します。

2 消防・救急体制の 構築

- □ 人口減少や高齢化の進展 等による社会の変化に対応し、効果的かつ効率的な 消防業務を行うため、職員 の人材育成や他の自治体 との連携により強固な体制 を構築するとともに、消防 団(※)等との連携・協力 体制を強化し、総合的な 消防力の向上を図ります。
- 一 火災予防に関する積極的な情報発信や、救命に関する技術や知識を習得する機会を提供することで、防火・救命に関する市民の理解と意識の向上を促進し、まち全体の消防・救急体制の強化を図ります。

3 暮らしの安全・安心の確保

□ 子どもから高齢者まで、誰もが安全で安心した生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、犯罪や交通事故等の状況に応じて、その被害を未然に防止するための啓発活動等の内容の充実を図るとともに、市民が抱える複雑化、多様化する不安や悩みに対し、解決に向けた相談の充実を図ります。



※消防団:

常勤の消防職員とは異なり、火災や大規模災害発生時に自宅 や職場から現場へ駆けつけ、その地域での経験を生かした消 火活動・救助活動を行う、非常勤特別職の地方公務員のこと。

みんなで行動」

することが 近 所同· 地域の 日頃 手 士の て、 大切 あ 助 激 少しず いさつ け 卜 化 Ś n 0) 上

避難所で助けを求めましょもし自分がけがをしたり、隣近所やもし自分がけがをしたり、

まずは隣近所に一声掛けてもし自分が助かったらかわかりません。

災害時に備え、 「助け上手」「助けられ上手」 になりましょう!



章

政 策 目 標



2030年の ありたい姿

ています。 れた機能的な都市空間が形成され により、茅ヶ崎市の魅力が引き出さ かした都市づくりが行われること 正に配置され、それぞれの特性を生 岸や里山等の自然環境と、住 > / 宅地や商業地等の市街地が適

られています。 され、安全で快適な道路交通基盤 軽に外出できる都市づくりが進め 歩行空間により、人々が安心して気 を踏まえたさまざまな移動環境や が確保されるとともに、地域の特性 道路網は計画的に整備・維持管理 また、幹線道路や環状道路等の



	成果指標	現状値 令和元年度 (2019)	中間目標値 令和7年度 (2025)	最終目標値 令和12年度 (2030)
1	「機能的で秩序のある都市づくり」 に対する市民の満足度	35.1%	35.1%	40%
2	「快適で利便性の高い移動環境の形成」に対する市民の満足度	36.0%	36.0%	38%

政策目標

利便性が高く、 魅力的な都市空間が整うまち





7 利便性が高く、魅力的な都市空間が整うまち



取り組みの方向性

機能的な 都市空間の形成



- □ 地域の特性を踏まえた秩序ある土地利用を誘導し、 自然環境と市街地環境の調和がとれた都市づくり を推進します。
- □ さまざまな機能が集約した利便性の高い都市拠点 の形成を促進するとともに、居心地のよい空間の 形成を目指します。
- □ 今後、人口減少の進行が想定される中、将来にわたって都市機能を維持していくため、効率的な既存ストック(※)の利活用や維持管理・更新を推進します。

707

2 利便性の高い 移動環境の形成

- □ 誰もが快適に移動できるようユニバーサルデザイン(※) に配慮した、より利便性が高く、歩きたい、出掛けたいと思える空間づくりを推進します。
- □ 日常生活や地域間における移動の利便性向上、交通の円滑化を図るため、都市の骨格となる都市計画道路(※)を主とした幹線道路、環状道路やそれを補完する幹線市道(※)等の計画的な整備・維持管理に努めます。
- □ 多様化する移動のニーズなどを踏まえ、新たな移動 手段や持続可能な公共交通のあり方を検討し、さ まざまな移動手段を選択できる環境づくりを推進し ます。

※既存ストック:

市街地で、今まで整備されてきた道路、公園、下水道等の都 市基盤施設や、住宅、商業施設、業務施設、工業施設のこと。

※ユニバーサルデザイン:

製品や建物、環境等をあらゆる人が利用できるようにデザインすること。

※都市計画道路:

都市の根幹的な施設として、都市計画法に基づく都市計画決定による道路のこと。人や自動車交通等の移動を支える「交通機能」、都市構造や街区の形成等を担う「市街地形成機能」、都市の防災性向上や上下水道等のライフラインの収容等を担う「空間機能」等、多様な機能を有する。

※幹線市道:

国道や県道とともに幹線道路網を形成する、市の骨格となる 道路のこと。

みんなで行動!

手段といえます 転車 防 が 自 クト 健 活 転 ŋ 転 る所 みませ 習慣 、ます。 康 車 は最も合理 車 赤命の な茅ヶ 0 は 要時 移 病予防 わ また、 動 km n を自 延伸に 崎にお 間 km て 心も鍛 的 ル 几 が 内 う 方 も効 な移 短 0) ます。 車 ル 9 b え 0) ス て 移

自転車の魅力を再度、 体感してみませんか?



5

章

政

策 目 標

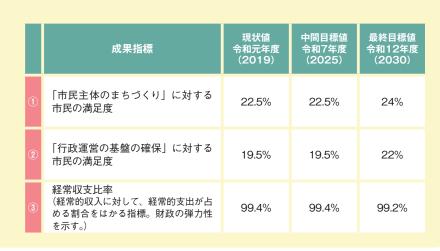


2030年の ありたい姿

的な情報発信によって茅ヶ崎市に対 のまちづくりが進められています。 有と対話が活発に行われ、 人口構成が大きく変化する中、 分担と強い信頼関係の下、 お互いの立場を尊重し、 解決に向けて、市民と行政が 様化・複雑化する地域課題の 適切な役割 市民主体 情報の共

す。 する認知・関心・共感が高まり、 が共生しているまちになっていま 広い世代の定住が促進され、 多世代 幅

向けた取り組みの推進により、 確にし、事業の重点化等により適正 サービスが提供されています。 マネジメント、職員の資質向上に向 た業務の効率化、 の世代に責任を果たすことができる な資源配分の実施と、財源の確保に けた取り組みが推進され、質の高い ような健全な財政運営が行われてい また、 ·CT(情報通信技術)を取り入れ 解決すべき課題の優先順位を明 民間活力の活用や先進的な 公共施設の適正な 一方



政策目標

将来都市像の実現に向けた行政経営

関連SDGs SUSTAINABLE DEVELOPMENT **G**OAL 8 報きがいも 経済成長も Ø 11 **16** 平和と公正を すべての人に Y 17 パートナーシップで 目標を達成しよう



将来都市像の実現に向けた行政経営





取り組みの方向性

1 市民主体のまちづくりの推進

- 誰もが地域の一員として、まちづくりに参画できるよう、 積極的な情報発信や対話の場の創出等を促進します。
- □ 市民が主体的に自らの地域の課題を解決することができるよう、継続的に地域コミュニティへの支援を行います。
- □ さまざまな分野において活動する多様な主体がお互いの立場を尊重し、適切な役割分担の下、連携・協力したまちづくりを推進します。

2 行政運営の 基盤の確保

- □ 質の高い行政サービスに向けて、民間活力の積極的な活用や先進的なICT(情報通信技術)による行政事務のデジタル化を推進し、業務の効率化や利便性の向上を図ることにより、多様な市民ニーズに迅速に対応します。
- 社会が成熟する中、単一の自治体だけでは解決が 難しい新たな課題も発生していることを踏まえ、周 辺自治体をはじめとした他の自治体と連携を強化 し、課題解決に向けた取り組みを推進するとともに、 効果的かつ効率的にサービスを提供します。
- □ 適切な公共サービスの提供と安定した財政運営を両立するため、公共建築物を総合的に把握し、老朽化に伴う施設の更新需要に計画的に対応します。

- □ 多様化・複雑化する市民ニーズを的確に捉え、視野を 広げて柔軟に対応することができるよう、政策形成能 力や課題解決能力、コミュニケーション能力、危機管 理意識の醸成等、職員の資質向上や組織づくりに努め ます。
- □ 職員一人一人が仕事にやりがいと誇りを持ち、持てる力を最大限発揮できる組織体制および職場環境の整備に努めます。
- □ 定住・転入を促進し、持続可能なまちづくりを目指す ため、市民や事業者等と一体となって連携・協働し、 まちの魅力の情報発信を推進します。

みんなで行動!

皆さんの知識や経験をよりよいまちづくりに生かしてみませんか?

られます。 いれます。 に関する情 に関する情 に関する情 に関する情 に関する情 に関する情



3 財政の 健全性の確保

- □ 限りある経営資源を効果的かつ効率的に活用する ため、取り組みの優先順位や成果を見定め、選択 と集中の観点から適正な資源配分に努めます。
- □ 今後、さらに厳しい財政状況が予測される中、財政の健全性をしっかりと確保し、将来の世代に過度な負担を先送りしない持続可能な基礎自治体としてあり続けるために、中長期的な視点に立った計画的な財政健全化対策を推進します。
- □ 独自性を持った自治体経営を行うため、まちの特性や地域資源、環境等を見極め、新たな財源の 創出に努めます。

5

政 策 目

政策目標とSDGsの関係

~各分野が関連する SDGs の主な目標~

の各政策目標における取り組みの方向性と SDGs の 17 のゴールの関連性を整理し、表にまとめたものです。

5 ジェンダー平等を	6 安全な水とトイレ を世界中に	7 IANS-EANDE	8 #emile	9 高度と技術高額の 高度をつくろう	10 APBOXES	11 dakilisha dasoole	12 つ<6責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 %ogbose 955	15 @0@#e6	16 早報と公正を すべての人に	17 //-b7-5-97?
			•								•	
												•
•			•	•					•			•
•			•	•								•
			•		•							
	•							•				•
					•	•						•
			•			•	•					•
•					•							
	•					•			•	•		•
		•	•	•		•	•	•				•
	•					•						
						•		•				•
			•									

本表は、「茅ヶ崎市総合計画」

政策目標	取り組みの方向性	1 ### # # # # # # # # # # # # # # # # #	2 ### (\\\\	3 fatoAta 一分◆	4 質の高い教育を みんなに
↑ 子どもが希望を持って健やかに成長	子ども・若者・子育て支援の充実	•			
し、次代を担うひとが育つまち	未来を拓く力を育む教育の推進				•
地域が活力にあふれ、交流とにぎわ	地域経済の活性化				
८ いのあるまち	多様な働き方と働く場の創出				
	支え合う地域共生社会の実現				
3 共に見守り支え合い、誰もが健康に 暮らすまち	保健衛生・医療体制の充実				
	社会保障制度の適正な運営	•			
▮ 誰もがいつでも学べ、生きがいを	学びの機会の充実と地域文化の創造の促進				•
4 持って自分らしく暮らすまち	多様性を認め、尊重し合う社会の実現				
	自然環境の保全				
5 豊かな自然と共存し、心地よい生活 環境のあるまち	環境負荷の低減				
	心地よい生活環境の形成				
	防災・減災対策の推進	•			
6 安全で安心して暮らせる、強くしなやかなまち	消防・救急体制の構築				
	暮らしの安全・安心の確保	•			
■ 利便性が高く、魅力的な都市空間が	機能的な都市空間の形成				
整うまち	利便性の高い移動環境の形成				
	市民主体のまちづくりの推進				
将来都市像の実現に向けた行政経営	行政運営の基盤の確保				
	財政の健全性の確保				



資料編

資料編

第2編

1 策定体制

会での 恵見や、

専門的見地に

総

合計

画か加

審

、意見を聴取

し

な

が

会を通して市

民 参

5

 \mathcal{O}

≥様な市|

民

0)

機

5

庁

内

組

織と

して

設

会へ提案しました。

議

で検討を進

め、画

市

た総合計

策

定

市議会 市民 ちがさき未来会議 (公募による市民ワークショップ) 庁内 市民討議会 (無作為抽出による市民会議) 政策会議 (市長、副市長、教育長、理事) ちがさきアイデアソン(※) 総合計画策定会議 (市民活動団体との意見交換) (副市長、教育長、各部長) 事務局 総合計画策定会議 (企画経営課 まちづくり懇談会 幹事会 (市民との意見交換) (庶務担当課長) 総合計画策定会議 作業部会 市民意識調査 (庁内若手職員) パブリックコメント 広報紙・ホームページ 総合計画審議会 第1部会 第2部会 第3部会 第4部会

*部会の設置

各政策目標の検討に当たっては、効果的かつ効率的に議論を進めるため、四つの部会を設置し、審議しました。第 1 部会(政策目標 1・4)、第 2 部会(政策目標 2・行政経営)、第 3 部会(政策目標 $3\cdot 6$)、第 4 部会(政策目標 $5\cdot 7$)

※アイデアソン:

「アイデア」と「マラソン」を掛け合わせた造語で、特定のテーマについて、さまざまなメンバーが集まり、対話を通じて新たなアイデアの創出を目指すイベントのこと。

●総合計画審議会委員構成

区分	氏名	所属等
会長	牛山 久仁彦	明治大学政治経済学部教授
副会長	石田 晴美	文教大学経営学部教授
	小川 純一	公募による市民
	小山 登志雄	公募による市民
	藤本 恵祐(平成31年4月まで)	公募による市民
	山本実	公募による市民
	岩崎幸司	湘南地域連合議長
	亀井 信幸	茅ヶ崎商工会議所会頭
	熊澤 克躬(平成30年6月まで)	社会行がは1英に終す社会行が持済会会 目
	水島 静夫(平成30年7月から)	社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会会長
	後藤 金蔵	茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会会長
	田中 賢三	一般社団法人茅ヶ崎市観光協会会長
	益永 律子	特定非営利活動法人NPOサポートちがさき
太 吕	松本順子	ミクシテ「ちがさき男女平等参画プラン」を推進 する会代表
委員	丸山 徳二	一般社団法人茅ヶ崎医師会会長
	小谷 幸司	日本大学生物資源科学部教授
	菅原 育子	東京大学高齢社会総合研究機構特任講師
	関章子	東洋大学大学院経済学研究科客員教授
	豊田宗裕	聖徳大学心理·福祉学部教授
	松行 美帆子	横浜国立大学都市イノベーション研究院准教授
	市川 喜久男(平成31年3月まで)	
	上前 行男(令和元年5月まで)	神奈川県藤沢土木事務所所長
	横溝 博之(令和元年6月から)	
	丸山 尚子	神奈川県湘南地域県政総合センター所長
	赤坂 雅裕	茅ヶ崎市教育委員会委員
	髙橋 昭弘	茅ヶ崎市農業委員会会長

第 2 編

総合計画

		総合計画審議会
		総合計画審議会 第1部会 第2部会 第3部会 第4部会 主な市民参加 29
		「次期総合計画の策定の着手について」の公表
2	·成 29	市民討議会(12/3) https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/ public/tougi/1024573.html
)17) E度	パブリックコメント (12/18 ~ 1/23)
		「次期総合計画策定方針」の策定
	4月	1 8 年 度
	5月	度 5/31)
	6月	تديه
	7月	7722
	8月	ラがさき未来会議 (7/15・8/12・8/25・9/8) https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/ 1026248/1041840/1034074/1030046.html
	9月	第2回 9/16)
平成 30 (2018) 年度	10月	
	11月	育3回 11/7)
	12月	
	1月	育4回 1/30)
	2月	ここからアクセス
	3月	************************************

2 策定経過

理想の茅ヶ崎の実現に向け、さまざまな手法で市民と意見交換しながら策定を進めました。

アイデアの創出を目指すイベントのこと。なメンバーが集まり、対話を通じて新たな造語で、特定のテーマについて、さまざま「アイデア」と「マラソン」を掛け合わせた※アイデアソン:

https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/ 1026248/1041840/1034074/1034075.html

		総合計画審議会								
	\		第1部会	第2部会	第3部会	第4部会	主な市民参加			
	4月	第 1 回 (4/11)								
	5月	第2回 (5/28)								
	6月									
	7月						「茅ヶ崎市総合計画骨子」の策定			
	8月	第3回 (8/2) 諮問	第 1 回 (8/20)		第 1 回 (8/26)	第 1 回 (8/26)				
	9月		第2回 (9/19)	第 1 回 (9/9)	第2回 (9/18)	第2回 (9/17)	まちづくり懇談会 (9/15・9/16・9/21・9/23・9/28 ・10/3・10/5)			
年度 -	10月		第3回 (10/2)	第2回 (10/4)			https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/ 1026248/1041840/1034074/1037495.html			
	11月	第4回 (11/5)					ここからアクセス!			
	12月	第 5 回 (12/5) 答申					茅ヶ崎市市民意識調査(12/6~12/23) https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/ 1026248/1041840/1039353.html			
	1月					ſ϶	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
	1 /3						パブリックコメント (1/22 ~ 2/21) 「茅ヶ崎市総合計画 (素案)」			
	2月						https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/ public/1007537/kekka/1037632.html			
	3月									
令和 (20	1 2 20)					Γ	茅ヶ崎市総合計画(案)」の策定			
年	度 		令和 2 年第 3 回市議会定例会において議決(9/24)							
令和 3 (2021) 年度 茅ヶ崎市総合計画に基づく市政運営をスタート										

資料編

●成果指標一覧

成果指標(KGI)	現状値 令和元年度 (2019)	中間目標値 令和7年度 (2025)	最終目標値 令和 12 年度 (2030)				
[政策目標1]子どもが希望を持って健やかに成長し、次代を担うひとが育つまち							
①「子どもを育てやすい環境」への市民の満足度	35.8%	35.8%	37%				
②「自分には良いところがある」と思う児童の割合(小学6年生) *現状値は令和2(2020)年度	83.0%*	86.3%	87%				
③「自分には良いところがある」と思う生徒の割合(中学3年生) *現状値は令和2(2020)年度	77.0%*	77.9%	80%				
[政策目標2] 地域が活力にあふれ、交流とにぎわいのあるまち							
①「地域経済の活性化に向けた取り組み」に対する市民の満足度	33.2%	33.2%	35%				
②「市内での多様な働き方や働く場の創出」に対する市民の満足度	12.1%	12.1%	14%				
[政策目標3]共に見守り支え合い、誰もが健康に暮らすまち							
①「地域における支え合いの仕組みや、自分らしく暮らせる環境」への 市民の満足度	22.8%	22.8%	25%				
②「健康を守るための保健衛生や医療体制」に対する市民の満足度	24.9%	24.9%	26%				
③「誰もが安心して暮らすためのセーフティネット(**)」に対する市民の 満足度	16.3%	16.3%	18%				
[政策目標 4]誰もがいつでも学べ、生きがいを持って自分らしく暮らすまち							
①「学びの機会や文化・芸術、スポーツに触れる機会」に対する 市民の満足度	28.9%	28.9%	31%				
② 「多様性を認め、お互いを尊重し合う社会の実現」に対する 市民の満足度	17.5%	17.5%	21%				
[政策目標 5] 豊かな自然と共存し、心地よい生活環境のあるまち							
①「自然環境の保全や、生物多様性(*)の維持」に対する市民の満足度	45.7%	45.7%	46%				
② 「持続可能な社会の実現に向けた環境負荷の低減」に対する 市民の満足度	32.4%	32.4%	36%				
③「心地よく暮らせる生活環境」への市民の満足度			43%				
[政策目標 6] 安全で安心して暮らせる、強くしなやかなまち							
①「災害から生命・財産を守るための防災や減災への対策」に対する 市民の満足度	28.9%	28.9%	33%				
② 「生命・財産を守るための火災や救急への対策」に対する 市民の満足度	30.0%	30.0%	33%				
③ 「暮らしの安全・安心の確保に向けた防犯や交通事故防止への 対策」に対する市民の満足度	25.9%	25.9%	29%				
[政策目標 7] 利便性が高く、魅力的な都市空間が整うまち							
①「機能的で秩序のある都市づくり」に対する市民の満足度	35.1%	35.1%	40%				
②「快適で利便性の高い移動環境の形成」に対する市民の満足度	36.0%	36.0%	38%				
将来都市像の実現に向けた行政経営							
①「市民主体のまちづくり」に対する市民の満足度	22.5%	22.5%	24%				
②「行政運営の基盤の確保」に対する市民の満足度	19.5%	19.5%	22%				
③経常収支比率	99.4%	99.4%	99.2%				

理を行います。 政策目標の進捗をはかる成果指標(KGI(※))を定め、計画の進行管

3 成果指標(KGI)の一覧とその考え方

[※] KGI: Key Goal Indicator の略。政策目標を達成したことにより得られる最終成果を計測するための指標。
※セーフティネット:病気やけが、失業等により困窮した場合に、最悪の事態から保護し、最低限の生活を保障する仕組みのこと。
※生物多様性:生きものの豊かさのこと。「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」という三つのレベルでの多様性があるとされている。

●成果指標と目標値の考え方

成果指標は、茅ヶ崎市市民意識調査に基づく市民の満足度を原則とし、例外的に学校教育に関する指標は、茅ヶ崎市小中学校児童生徒意識調査の結果とし、財政に関する指標は、経常収支比率としました。

(1) 市民の満足度

- ・茅ヶ崎市市民意識調査に基づく市民の満足度をはかる指標。各設問の回答総数に対する「満足」または「まあ満足」 とした回答の割合です。(回答の選択肢は、満足、まあ満足、どちらともいえない、やや不満、不満の5項目)
- ・成果指標に掲げる事項に関連する複数の設問の結果を平均して算出しています。
- ・現状値の令和元(2019) 年度調査は、令和元(2019) 年 12 月に実施しており、新型コロナウイルスの感染拡大の影響は織り込まれていないことに留意が必要です。
- ・中間目標値は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により満足度の低下が想定されるため、現状値と同じ水準 としました。
- ・最終目標値は、平成 21 (2009) 年から平成 29 (2017) 年までに実施した市民満足度調査の傾向を基に、令和元 (2019) 年度調査の結果から 10 年間を推計した上で、5 年後に当たる推計値としました。過去の実績値が減少傾向の項目は、現状を維持することを目標としています。
- ・今後、人口減少と少子高齢化が同時に進行することが予想される状況にあって、全ての政策に潤沢な財源を確保することはこれまで以上に難しくなりますが、市民ニーズを的確に把握し、より効果的な施策を効率的に実行することで、全ての政策目標の中長期的なボトムアップを目指します。

(2)「自分には良いところがある」と思う児童・生徒の割合(政策目標1の成果指標②③)

- ・茅ヶ崎市小中学校児童生徒意識調査に基づく市立小・中学校に通う児童・生徒の自己肯定感の意識をはかる指標。「自分には、良いところがあると思いますか」という設問の回答総数に対する「当てはまる」または「どちらかといえば当てはまる」とした回答の割合です。(回答の選択肢は、当てはまる、どちらかといえば当てはまる、どちらかといえば当てはまらない、当てはまらないの4項目)
- ・中間目標値・最終目標値は、平成 27 (2015) 年から令和 2 (2020) 年までに実施した茅ヶ崎市小中学校児童生 徒意識調査の傾向を基に推計しました。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大への対応をはじめとして、学校教育を取り巻く環境が変化する中にあって、子どもたち一人一人に向き合ったきめ細かな教育を提供し、自己肯定感を持った子どもの割合を高めることを目指し、ひいては茅ヶ崎の教育の基本理念である豊かな人間性と自律性をはぐくむことを目指します。

(3) 経常収支比率(将来都市像の実現に向けた行政経営の成果指標③)

- ・経常収支比率とは、地方公共団体の財政構造の弾力性(柔軟性)を判断するための指標で、毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源の額が、毎年度経常的に収入される一般財源の総額に占める割合で、この比率が低いほど、自由に使えるお金が多く臨時の財政需要に対して余裕があることになります。
- ・市町村の経常収支比率は、社会保障関係経費の増加等により、全国的なトレンドとして、増加傾向が継続しています。
- ・茅ヶ崎市では、茅ヶ崎市財政健全化緊急対策に位置付けた各取り組みを着実に進めることで、全国的な増加傾向 の中にあってもなお、現状数値の維持継続に努め、中長期的には微減傾向を目指します。

茅ヶ崎市総合計画 令和 3 (2021) 年度~令和 12 (2030) 年度

令和 3 (2021) 年 3 月発行 700 部

発行 茅ヶ崎市 企画部企画経営課

〒 253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 電 話 0467-82-1111 (代表) FAX 0467-87-8118 ホームページ https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp







